

ディスクロージャー誌

DISCLOSURE

第50年度 令和4年4月1日～令和5年3月31日

私たちの活動を
ご理解いただくために

JA金沢中央

目 次

ごあいさつ	1	⑤ デリバティブ取引、金融等デリバ ティブ取引、有価証券関連店頭デリ バティブ取引	35
1. 経営理念・経営方針	2	(5) 預かり資産の状況	
2. 経営管理体制	2	① 投資信託残高(ファンドラップ含む)	35
3. 社会的責任と貢献活動	3	② 残高有り投資信託口座数	35
4. 事業の概況(令和4年度)	6	2. 共済取扱実績	
5. リスク管理の状況	8	(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	36
6. 事業のご案内	11	(2) 医療系共済の共済金額保有高	36
【経営資料】		(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	36
I 決算の状況		(4) 年金共済の年金保有高	36
1. 貸借対照表	12	(5) 短期共済新契約高	37
2. 損益計算書	14	3. その他事業の実績	
3. 注記表	16	(1) 購買品取扱高	37
4. 剰余金処分計算書	23	(2) 受託販売品取扱高	37
5. 部門別損益計算書	24	(3) 保管事業取扱実績	37
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	26	(4) 加工事業取扱実績	38
7. 会計監査人の監査	26	(5) 利用事業取扱実績	38
II 損益の状況		(6) 介護事業取扱実績	38
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	26	(7) 指導事業の収支内訳	38
2. 利益総括表	27	IV 経営諸指標	
3. 資金運用収支の内訳	27	1. 利益率	39
4. 受取・支払利息の増減額	27	2. 貯貸率・貯証率	39
III 事業の概況		V 自己資本の充実の状況	
1. 信用事業		1. 自己資本の状況	39
(1) 貯金		2. 自己資本の構成に関する事項	40
① 種類別貯金平均残高	28	3. 自己資本の充実度に関する事項	42
② 定期貯金残高	28	4. 信用リスクに関する事項	44
(2) 貸出金		5. 信用リスク削減手法に関する事項	47
① 種類別貸出金平均残高	28	6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	48
② 貸出金金利条件別内訳残高	28	7. 証券化エクスポージャーに関する事項	48
③ 貸出金担保別内訳残高	29	8. 出資その他これに類するエクスポ ージャーに関する事項	49
④ 債務保証見返額担保別内訳残高	29	9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	50
⑤ 貸出金使途別内訳残高	29	10. 金利リスクに関する事項	50
⑥ 貸出金業種別残高	29	【JAの概要】	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	30	1. 機構図	52
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及 び金融再生法開示債権区分に基づく 債権の保全状況	31	2. 役員	53
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の農協法に基づく開示債権の 状況	31	3. 組合員数	53
⑩ 貸倒引当金内訳	33	4. 組合員組織の状況	53
⑪ 貸出金償却額	33	5. 地区	54
(3) 内国為替取扱実績	33	6. 沿革・歩み	55
(4) 有価証券		7. 店舗等のご案内	55
① 保有有価証券平均残高	33	【連結情報】	
② 保有有価証券残存期間別残高	34	1. グループの概況	56
③ 有価証券の時価情報	34	2. 連結自己資本の充実の状況	70
④ 金銭の信託の時価情報	35		

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用いただけるよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。

ごあいさつ



代表理事組合長
田 村 政 博

組合員の皆さまには平素より農協事業に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて令和4年度も依然としてコロナ禍が続く厳しい状況ではありましたが、皆さまのご協力により概ね全事業目標を達成することができました。先般の第50回（令和4年度）通常総代会でも各事業の報告を行いご承認いただきましたところ
です。

近年企業の経営情報の開示の重要性が高まり、特に金融機関の透明性・健全性が一層求められ、当JAも信用事業を中心としたディスクロージャー誌を作成致
しております。

令和5年度も予断を許さない状況下での事業展開が予想されますが、「食と農
を基軸とした地域に根ざした協同組合」として不断の自己改革に取り組んでいく
所存ですので、今後とも一層のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

令和5年7月

1. 経営理念・経営方針

◎基本理念

JA 金沢中央は自然と人間を大切に、皆さまに喜ばれる豊かな地域社会を創造します。

◎基本姿勢

1. 地域と共生できる農業を創造します。
2. 職員一人ひとりの人間性を尊重し、誇りと生きがいをもてる活力ある職場をつくります。
3. 地域住民に親しまれ利用される開かれた JA を目指します。

◎重点目標

1. 顧客満足度向上によって地域密着性を強化します。
2. JA 自己改革を主眼とした営農体制を強化します。
3. 相談機能を重視した資産管理事業の推進をします。
4. 問題提起型内部体質の強化と自己完結型 JA の確立を目指します。
5. コンプライアンス態勢の強化及び経営体質を強化します。

2. 経営管理体制

◇経営執行体制

〔理事会制度〕

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 社会的責任と貢献活動

(1) 農業振興活動

◇農業関係の持続的な取組み

JA 自己改革に傾注した事業推進の強化に努めています。

◆農地保全と多様な担い手への支援活動の強化

- ① 農作業受託者発掘に努め、体制整備と作業受託の拡大を図っています。
- ② 支店と連携強化、情報の共有を図り、委託者へ管理情報を提供しています。

◆営農指導の充実と支援活動の強化

- ① 若手職員野菜栽培実習（プランターでミニトマト栽培）により栽培技術の向上に努めています。
- ② 営農指導員資格者の増員、農業経営アドバイザーの資格者設置による営農指導体制の強化を図っています。
- ③ 営農渉外を配置し、農業生産者への定期訪問活動を実施しています。また常勤役員による認定農業者訪問を定期的に実施しています。

◆利用者の低コスト・省力化に対する体制の強化

- ① ライスセンターを2カ所設置し、利便性の向上、効率化、高品質化に努めています。
- ② レンタル農機の周知徹底、ラインナップの拡充を図っています（レンタル農機利用先52件）。

◆生産者の所得拡大と地産地消の取組み

- ① 管内産米の全量直接買入に努め、販路拡大等により、生産者への最大限の利益還元に取り組んでいます。令和4年度からは所定の基準を満たした生産者に対し奨励金を交付しました（奨励金対象4,254袋）。
- ② 全支店において「朝市」を開催し好評を得ています。多様な担い手が農業生産に積極的に取り組めるよう、出荷者向けの栽培講習会の開催など、生産拡大に向けた取組み支援を行っています。通常の朝市に加え令和4年度は「土曜市」を2回開催、さらに「ふれあいマルシェ」でも朝市部会の即売コーナーを設け、合計で22,000袋を売り上げました。
- ③ 各種オリジナル加工品を展開しています。（大徳金時芋焼酎『金澤犀華』、二塚からしなの種を活用した『二塚からしなドレッシング』、特別栽培米「金沢美人」を原料米とした『金沢美人 純米吟醸 あまくち』、独自ブランドコシヒカリ使用『金沢おとめパックごはん』）
- ④ 従来より玄米販売のみ取り扱っていた特別栽培米コシヒカリ「金沢美人」5キロ精米製品を限定発売しました。

◆地域密着型金融への取組み

- ① 農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援
（JA バンク石川の農業メインバンク機能強化への取組み）
当 JA は、地域における農業者との結びつきを強化し、地域の活性化のため、次の取組みを行っています。

ア. 農業融資商品の適切な提供・開発

各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

令和5年3月末時点において、農業関係資金残高^(注)192百万円を取り扱っています。

（注） 農業関係の貸出金とは、農業者及び農業関連団体等に対する貸出金であり、農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

営農類型別や資金種類別の農業資金、及び農業資金の受託貸付金の取扱状況については P30の主要な農業関係の貸出金残高をご覧ください。

イ. 担い手のニーズに応えるための体制整備

当 JA は、地域の農業者との関係を強化・振興するための体制整備に取り組んでいます。

農業融資担当者が、営農・経済担当者がお聞きした情報も含めて把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施しています。また、本店には「担い手金融リーダー」を設置し、農業融資担当者の活動をサポートしています。

② 担い手の経営のライフサイクルに応じた支援

当 JA は、担い手をサポートするため、ライフサイクルに応じて次の取組みを行っています。

ア. 新規就農者の支援

新規就農者の経営と生活をサポートするため、就農支援資金を取り扱っています。

（単位：件、百万円）

資 金 名	実行件数	実行金額	令和5年3月末残高
就農支援資金（転貸）	—	—	—
合 計	—	—	—

- ③ 経営の将来性を見極める融資手法を始め、担い手に適した資金供給手法の提供
当 JA では、担い手の経営実態やニーズに適した資金の提供に努めています。

ア. 負債整理資金による軽減支援

農業者の債務償還負担を軽減し、経営再建を支援するため、負債整理資金を取り扱っています。

【令和4年度負債整理資金の貸出実績】

(単位：件、百万円)

資 金 名	実行件数	実行金額	令和5年3月末残高
農業経営負担軽減支援資金	—	—	—
畜産特別資金	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	—	—	—

- ④ 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献
当 JA では、地域社会へ貢献するため、次の取組みを行っています。

ア. 災害被災者への支援

災害対策窓口の設置、災害対策資金の創設や個別融資先の経営状況に応じた償還条件の緩和等の対応を行っています。

イ. JA バンク食農教育応援事業の展開

地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、食農教育本の贈呈をしています。

【JA バンク食農教育応援事業による活動内容】

活動名	活 動 内 容
食農教育副読本・補助教材贈呈	県内の小学5年生児童を対象に「いしかわの農業」と「農業とわたしたちの暮らし」を寄贈

(2) 地域貢献活動

当 JA は、地域に密着し、地域になくてはならない JA であり続けるため、組合員のメンバーシップを強化し、組合員の必要とする総合サービスを提供するとともに、地域協同活動を展開し、地域に根ざした「JA づくり」に取り組んでいます。

- ① 組合員・地域住民の「思い」や「ニーズ」を把握するため、組合員訪問を行っています。
- ② 地域農業と協同組合の理解を深めるため、広報誌配布、ホームページや SNS 等により情報を発信しています。
- ③ 青壮年部・女性部活動への支援を強化し、地域コミュニティの活性化につなげていきます。
- ④ コロナ禍を受け例年の「ふれあいフェスタ」の規模を縮小した地域住民向けイベント「ふれあいマルシェ」を10月に開催。食への理解とおいしく安全な食料を PR しています。
- ⑤ 顧問税理士・弁護士による税務・法務の無料相談を行っています。また遺言信託業務も実施しています。
- ⑥ 組合員からの要望を受け、令和5年10月から開始する「消費税インボイス制度」に係る研修会を1月に実施しました。また2月には終活セミナーを行いました。
- ⑦ カルチャー教室を開催し、趣味の輪を広げています。(木彫り仏像教室、鞍月管内在住者限定はつらつ塾)

また、子供たちや消費者に対して食と農と地域の関わりや食の大切さ、食を支える農業や JA の役割について、理解促進を図っています。

- ◆ 組合員家族を対象とした特産のさつまいも「大徳金時」収穫体験
- ◆ いしかわ田んぼのプロジェクト『米づくり体験農園』の実施（管内4小学校）
- ◆ 小中学校に対する作文・図画・書道・ポスターコンクールの開催
- ◆ 部会による学校給食への地元産野菜の提供や出前授業の開催
- ◆ 青壮年部による「花いっぱい運動」金沢市に花苗贈呈
- ◆ JA・青壮年部・女性部3者共催「フードドライブ」集まった食材を管内の子ども食堂等に寄贈

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

私たち金沢中央農業協同組合（以下「当組合」）は「自然と人間を大切にし、皆さまに喜ばれる豊かな地域社会を創造する」ことを基本理念にしており、助け合いの精神のもとに、CS（組合員・利用者満足度）の向上に積極的に取組み、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現をめざした事業展開に努めております。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、JAバンクセレクトファンドとしてお客さまが選択する商品数を絞り選びやすさを重視するほか、過去の運用実績が相対的に良好であることや手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則 2 本文および(注)、原則 3(注)、原則 6 本文および(注 2、3)】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ライフプラン等のヒアリングを行う際は「資産運用ガイダンス」や「スタイル診断シート」活用し、お客さまのニーズに合った商品・サービスをご提案いたします。【原則 2 本文および(注)、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。また、販売後においても市況や保有資産の運用状況について各種レポート等を活用し情報提供を行うことでアフターフォローを継続的に実施いたします。【原則 4、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、「JAバンクセレクトファンドマップ」により商品間の比較を容易にすることで、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則 4、原則 5 本文および(注 1～5)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨等において利益相反が生じやすい場面においては「重要情報シート」の活用により具体的説明を行うとともに月次・年次の定期モニタリングによりお客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則 3 本文および(注)】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて、お客さまの多様な資産運用等のニーズに対し、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、定期的な勉強会を開催し全ての担当者の継続育成に努めお客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則 2 本文および(注)、原則 6(注 5)、原則 7 本文および(注)】

(※)上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

4. 事業の概況（令和4年度）

（1）事業の概況

令和4年度の国内経済は、新型コロナウイルスの感染症禍からの社会経済活動の正常化（ウィズコロナ）が進みつつあるものの、ロシアのウクライナ侵攻長期化によるエネルギー・食糧価格の高騰や、欧米各国の金融引締めによる世界経済後退のリスクにより、今後の景気動向はより一層不透明となっています。

更に、国内外の情勢に伴う輸出規制の動き、原油高・円安による輸入物価押上げの影響で、農業生産資材や燃料などがかつてない水準まで高騰し、水田農業・園芸をはじめとする農業経営は厳しい状況に追い込まれています。

また、日銀は市場機能度の低下を要因として長期金利の許容変動幅の拡大を決定しており、今後も国内金融市場へのさらなる影響を注視する必要があります。

このような状況の中、JAグループ全体で「自己改革の実践」を継続実施しているところです。

事業実績につきましては、組合員の皆さまのご協力により今年度も概ね全事業目標を達成することができました。

信用事業においては、貯金では夏・冬の金利がらす&農業応援キャンペーンの他、年金紹介キャンペーンや年金来店感謝デーなどの年金獲得運動にも力を入れた結果、貯金残高は36億2,000万円増加し、1,290億9,000万円となりました。融資では賃貸不動産資金を中心に住宅・マイカーローンの伸長にも力を入れた結果、貸出金残高は35億8,000万円増加し、771億8,000万円となりました。

共済事業では、コロナの影響がまだまだ残るなか、ライフアドバイザーによる組合員・契約者への丁寧かつ親切な加入内容の説明、保障点検活動により長期共済新契約高225億円、年金共済6億8,300万円の実績を上げることができました。また、重点目標の長期共済保有高についても2億2,000万円純増となり、15年連続で保有高増を達成することができました。

営農経済事業では、水稻生産者に対し所定の基準を満たした供出米に奨励金を交付し管内産米の品質向上に努め、一方農作業受託では、田植え・稲刈り等で28haの要請に応えることができました。また、今年度はコロナの状況も落ち着き展示会など各種イベントも開催するとともに、肥料価格高騰の中、新たな肥料を特別価格にて推奨し農業者の経費節減に努めた結果、購買事業としては計画を上回る13億1,900万円の取扱高となりました。

アクティブ中央サービスでは、宅建業において2億2,400万円の売上をあげることができ、目標を達成することができました。KCビルについても年間を通じた平均入居率が95.3%で、今年度も安定した運営を行うことができました。また、5月から始めた法律相談会については、たくさんの方が相談に來られ、今後も継続して開催していきたいと思います。

以上が令和4年度の実績のあらましですが、この1年間皆さまから頂きましたご厚意に改めて感謝申し上げ、ご報告とさせていただきます。

（2）業務の適正を確保するための体制

当JAでは、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、平成30年9月に次のとおり決議しています。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
- (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
- (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
- (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。
- (3) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- (4) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

5. リスク管理の状況

◇リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心して JA をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理態勢と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当 JA ではマネロン等対策を重要課題の 1 つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部審査課を設置し各支店と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用状況については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 JA の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営

の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

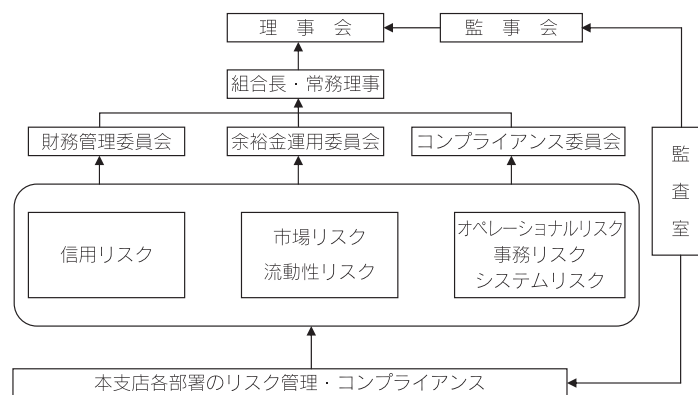
⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

〔リスク管理体制図〕



◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題の一つとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

〔個人情報保護方針〕

当 JA では組合員情報の保護管理を徹底するために、職員に対する周知及び保護管理状況の点検等を行い、組合員が安心してご利用いただけるように、組合員情報の保護管理に万全を期すよう取り組んでいます。

〔情報セキュリティ基本方針〕

当 JA では情報資産保護の基本方針としてセキュリティポリシーを制定し、安全対策に万全を期しています。

〔金融商品の勧誘方針〕

当 JA は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断片的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇金融 ADR 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口（電話：076-291-5942（月～金 8時30分～17時））

② 紛争解決措置の内容

・信用事業

金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）

（信用事業の紛争解決措置利用にあたっては、①の窓口または JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出下さい。なお、金沢弁護士会紛争解決センターに直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。）

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

（各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。）

◇内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当 JA の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化体制

当 JA では、平成21年12月金融円滑化法施行以来、金融円滑化にかかる基本的方針を定め、貸付条件変更申込があった取引先に対して、キャッシュフロー検証や対象中小企業等の業況・特性も踏まえた審査により、対応処理してきました。

金融円滑化法は平成25年3月末に期限を迎えましたが、今後もこの方針に基づき、お客様からのご相談等により一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

6. 事業のご案内

(信用事業)

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

1. 貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまにもお気軽にご利用いただけるよう貯金の種類として当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金などの各種貯金を目的・期間にあわせてご利用いただいています。

2. 融資業務

組合員への融資を始め、地域の皆さまの暮らしや、事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体・農業関連産業などへも融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫（旧農林公庫）等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

3. 為替決済業務

全国のJAをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っています。

貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関とCD オンライン提携しており全国の金融機関のCD・ATM利用が可能となっています。

また、給与・年金等口座振替業務についてもお取り扱いしています。

4. 国債の窓口販売業務・外貨両替業務

長期利付国債及び割引国債の窓口販売業務を行っています。

(共済事業)

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済	終身共済、定期生命共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、 定期医療共済、介護共済、年金共済、建物更生共済、生活障害共済、特定重度疾病共済
短期共済	火災共済、自動車共済、傷害共済、定額定期生命共済、賠償責任共済、自賠責共済

(経済事業)

JAは信用・共済事業の他に、農業から生活までに関わるさまざまな事業を行っています。

1. 農業に関わる事業

JAは肥料や農薬等の生産資材の販売、米や野菜などの農産物の生産・販売、育苗センター・ライスセンター・野菜集出荷場等の農業関連施設の利用事業、営農指導・相談を行っています。

2. 生活に関わる事業

JAは日用品・プロパンガス・車など生活に関わる用品を販売しています。

3. 営農支援事業

JAは組合員の皆さまが所有している農地等の保全管理や農作業受託業務等を行っています。

子会社の(株)アクティブ中央サービスでは不動産の売買、賃貸斡旋業を中心とした業務を行っています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	資 産	
	令和3年度	令和4年度
(資産の部)		
1. 信用事業資産	137,446,130	142,051,784
(1) 現金	239,682	233,419
(2) 預金	63,522,111	64,525,459
系統預金	63,514,418	64,517,736
系統外預金	7,693	7,722
譲渡性預金	—	—
(3) 買入金銭債権	—	—
(4) 商品有価証券	—	—
(5) 金銭の信託	—	—
(6) 有価証券	—	—
(7) 貸出金	73,608,810	77,189,048
(8) その他の信用事業資産	80,542	107,009
未収収益	57,754	57,386
その他の資産	22,788	49,623
(9) 債務保証見返	—	—
(10) 貸倒引当金	▲ 5,016	▲ 3,151
2. 共済事業資産	16,947	15,408
(1) 共済貸付金	—	—
(2) 共済未収利息	—	—
(3) その他の共済事業資産	16,947	15,408
(4) 貸倒引当金	▲ 0	▲ 0
3. 経済事業資産	460,442	403,684
(1) 受取手形	—	—
(2) 経済事業未収金	142,496	173,409
(3) 経済受託債権	—	—
(4) 棚卸資産	312,519	224,725
購買品	309,937	222,172
その他の棚卸資産	2,582	2,552
(5) その他の経済事業資産	5,439	5,565
(6) 貸倒引当金	▲ 13	▲ 15
4. 雑資産	148,369	138,171
5. 固定資産	1,860,651	1,828,140
(1) 有形固定資産	1,860,651	1,828,140
建物	1,679,236	1,695,270
機械装置	472,174	474,072
土地	1,100,005	1,100,005
リース資産	—	—
建設仮勘定	—	5,597
その他の有形固定資産	467,928	470,813
減価償却累計額	▲ 1,858,692	▲ 1,917,617
(2) 無形固定資産	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	—	—
6. 外部出資	2,625,833	2,626,353
(1) 外部出資	2,625,833	2,626,353
系統出資	2,106,087	2,106,087
系統外出資	34,746	35,266
子会社等出資	485,000	485,000
(2) 外部出資等損失引当金	—	—
7. 前払年金費用	—	—
8. 繰延税金資産	110,706	122,932
9. 再評価に係る繰延税金資産	—	—
10. 繰延資産	—	—
資産の部合計	142,669,081	147,186,475

(単位：千円)

負債及び純資産		令和3年度	令和4年度
科目			
(負債の部)			
1. 信用事業負債		129,094,695	133,362,906
(1) 貯金		125,473,802	129,094,729
(2) 譲渡性貯金		—	—
(3) 借入金		185	—
(4) その他の信用事業負債		3,620,707	4,268,176
未払費用		23,714	20,861
その他の負債		3,596,992	4,247,314
(5) 債務保証		—	—
2. 共済事業負債		457,601	406,946
(1) 共済借入金		—	—
(2) 共済資金		280,429	228,857
(3) 共済未払利息		—	—
(4) 未経過共済付加収入		173,187	175,822
(5) 共済未払費用		3,983	2,266
(6) その他の共済事業負債		—	—
3. 経済事業負債		81,203	98,052
(1) 支払手形		—	—
(2) 経済事業未払金		61,049	94,546
(3) 経済受託債務		17,160	▲ 7
(4) その他の経済事業負債		2,993	3,513
4. 設備借入金		—	—
5. 雑負債		223,876	227,862
(1) 未払法人税等		84,965	99,501
(2) リース債務		—	—
(3) 資産除去債務		51,828	52,019
(4) その他の負債		87,081	76,341
6. 諸引当金		392,725	434,437
(1) 賞与引当金		69,455	69,171
(2) 退職給付引当金		268,238	308,132
(3) 役員退職慰労引当金		55,032	57,134
(4) ポイント引当金		—	—
7. 繰延税金負債		—	—
8. 再評価に係る繰延税金負債		—	—
負債の部合計		130,250,102	134,530,205
(純資産の部)			
1. 組合員資本		12,418,979	12,656,269
(1) 出資金		1,063,480	1,063,260
(2) 再評価積立金		—	—
(3) 資本準備金		9,870	9,870
(4) 利益剰余金		11,345,629	11,583,139
利益準備金		2,124,860	2,126,960
その他利益剰余金		9,220,769	9,456,179
任意積立金		8,563,124	8,766,264
リスク管理積立金		8,397,047	8,597,047
農業経営基盤積立金		—	—
施設整備積立金		—	—
記念事業等積立金		14,000	16,000
福祉事業積立金		—	—
税効果積立金		109,566	110,706
宅地等供給事業積立金		—	—
農業経営事業積立金		—	—
特別積立金		42,510	42,510
当期末処分剰余金		657,645	689,915
(うち当期剰余金)		(303,067)	(331,935)
(5) 処分未済持分		—	—
2. 評価・換算差額等		—	—
(1) その他有価証券評価差額金		—	—
(2) 土地再評価差額金		—	—
純資産の部合計		12,418,979	12,656,269
負債及び純資産の部合計		142,669,081	147,186,475

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 事業総利益	1,612,772	1,632,613
事業収益	2,652,223	2,659,845
事業費用	1,039,451	1,027,231
(1) 信用事業収益	1,119,300	1,146,798
資金運用収益	1,069,580	1,086,673
(うち預金利息)	(264,040)	(262,674)
(うち有価証券利息)	(—)	(—)
(うち貸出金利息)	(746,500)	(761,957)
(うちその他受入利息)	(59,039)	(62,040)
役務取引等収益	24,626	24,641
その他事業直接収益	—	—
その他経常収益	25,092	35,484
(2) 信用事業費用	133,478	133,468
資金調達費用	67,518	66,810
(うち貯金利息)	(28,727)	(22,433)
(うち給付補填備金繰入)	(4,503)	(2,625)
(うち譲渡性貯金利息)	(—)	(—)
(うち借入金利息)	(—)	(—)
(うちその他支払利息)	(34,287)	(41,752)
役務取引等費用	10,012	10,235
その他事業直接費用	—	—
その他経常費用	55,946	56,422
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 1,601)	(▲ 1,864)
(うち貸出金償却)	(—)	(—)
信用事業総利益	985,822	1,013,330
(3) 共済事業収益	433,855	425,095
共済付加収入	395,387	388,762
共済貸付金利息	—	—
その他の収益	38,468	36,333
(4) 共済事業費用	22,899	21,747
共済借入金利息	—	—
共済推進費	18,446	16,664
共済保全費	3,993	3,861
その他の費用	458	1,220
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 0)	(▲ 0)
(うち貸出金償却)	(—)	(—)
共済事業総利益	410,956	403,348
(5) 購買事業収益	1,044,336	1,038,244
購買品供給高	987,444	984,161
購買手数料	9,483	10,235
修理サービス料	4,006	4,051
その他の収益	43,403	39,794
(6) 購買事業費用	877,868	863,201
購買品供給原価	763,539	751,041
購買供給費	90,457	89,332
修理サービス費	—	—
その他の費用	23,872	22,827
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(14)
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 36)	(—)
(うち貸倒損失)	(41)	(139)
購買事業総利益	166,467	175,042
(7) 販売事業収益	10,830	11,237
販売品販売高	—	—
販売手数料	10,722	11,103
その他の収益	107	133
(8) 販売事業費用	2,009	2,199
販売品販売原価	—	—
販売費	1,659	1,876
その他の費用	349	323
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 0)	(—)
(うち貸倒損失)	(—)	(—)
販売事業総利益	8,821	9,037

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(9) 保管事業収益	740	986
(10) 保管事業費用	314	434
保管事業総利益	426	551
(11) 加工事業収益	32,315	29,864
(12) 加工事業費用	8,992	7,041
加工事業総利益	23,322	22,823
(13) 利用事業収益	33,882	30,010
(14) 利用事業費用	18,453	22,240
利用事業総利益	15,428	7,770
(15) 宅地等供給事業収益	—	—
(16) 宅地等供給事業費用	—	—
宅地等供給事業総利益	—	—
(17) その他事業収益	20,848	19,916
(18) その他事業費用	4,469	4,531
その他事業総利益	16,378	15,384
(19) 指導事業収入	721	2,384
(20) 指導事業支出	15,573	17,060
指導事業収支差額	▲ 14,851	▲ 14,675
2. 事業管理費	1,296,621	1,272,759
(1) 人件費	979,831	974,632
(2) 業務費	102,879	107,694
(3) 諸税負担金	43,591	40,808
(4) 施設費	166,798	145,903
(5) その他費用	3,520	3,721
事業利益	316,151	359,853
3. 事業外収益	79,391	71,241
(1) 受取雑利息	0	1
(2) 受取出資配当金	46,869	46,899
(3) 賃貸料	12,620	12,744
(4) 償却債権取立益	872	843
(5) 雑収入	19,028	10,753
4. 事業外費用	628	2,827
(1) 支払雑利息	—	—
(2) 貸倒損失	—	—
(3) 寄付金	483	767
(4) 賃貸費用	—	—
(5) 雑損失	145	2,060
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 0)	(▲ 0)
経常利益	394,914	428,268
5. 特別利益	1,892	520
(1) 固定資産処分益	1,892	520
(2) 臨時収入	—	—
(3) 一般補助金	—	—
(4) 特定資産特別勘定戻入	—	—
6. 特別損失	670	0
(1) 固定資産処分損	670	0
(2) 固定資産圧縮損	—	—
(3) 減損損失	—	—
(4) 臨時損失	—	—
(5) 特定資産特別勘定繰入	—	—
税引前当期利益	396,137	428,788
法人税、住民税及び事業税	94,536	109,078
法人税等調整額	▲ 1,466	▲ 12,225
法人税等合計	93,070	96,852
当期剰余金	303,067	331,935
当期首繰越剰余金	353,721	357,980
会計方針の変更による累積的影響額	856	—
遡及処理後当期首繰越剰余金	354,578	—
当期末処分剰余金	657,645	689,915

3. 注記表（令和4年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
・ 子会社株式……移動平均法による原価法
・ その他有価証券
イ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
・ 購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・ 購買品（農機・自動車）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・ 購買品（部品等）……売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 7年～50年、機械装置 2年～17年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は272,819千円です。

- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

- ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は698,824千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	401,732千円
② 機械装置	114,640千円
③ 土地	144,605千円
④ その他の有形固定資産	37,845千円

(2) 担保に供している資産

系統定期預金2,320,000千円を為替決済の担保に供しています。また、系統外定期預金5,000千円を県税事務取扱に係る担保に、系統外定期預金2,000千円を市税事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	1,084,866千円
子会社等に対する金銭債務の総額	1,492,660千円

- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事および監事に対する金銭債権の総額 707,925千円
理事および監事に対する金銭債務の総額 ありません
- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)
(i) から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は55,836千円、
危険債権額は105,855千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準
ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て
等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれら
に準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないもの
の、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収
及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及び
これらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権額はありま
せん。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の
翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準
ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図るこ
とを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、
債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更
生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該
当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債
権及び貸出条件緩和債権額の合計額は161,691千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額
- | | |
|-------------------|----------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | 30,500千円 |
| うち事業取引高 | 9,312千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 21,188千円 |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 4,082千円 |
| うち事業取引高 | 95千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 3,986千円 |

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合
員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用
農業協同組合連合会への預け金による運用を行っています。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に
対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によっても
たらされる信用リスクに晒されています。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会にお
いて対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引について
は、本店に総務部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、
与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッ
シュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評
価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。
貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の
自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収
方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、
資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規
程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めていま
す。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスク
を的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化
を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化との
バランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分
析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務
構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的

以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である
金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、
貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末
後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変
動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利
用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事
業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定し
た場合には、経済価値が131,867千円減少するものと把握して
います。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提と
しており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していま
せん。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合
には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について
月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。
また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要
な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握し
たうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基
づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額
(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定に
おいては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等
によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額
は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預金	64,525,459	64,518,576	▲ 6,883
貸出金	77,189,048		
貸倒引当金(*1)	▲ 3,151		
貸倒引当金控除後	77,185,896	78,593,562	1,407,665
資 産 計	141,711,355	143,112,138	1,400,782
貯金	129,094,729	129,094,846	116
負 債 計	129,094,729	129,094,846	116

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除
しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似しているこ
とから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金について
は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物
金利スワップ(Overnight Index Swap以下OISという)のレ
ートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定していま
す。

ロ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反
映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限
り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっ
ています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく
区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOIS
のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる
金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等につ
いて、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金
額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,626,353
外部出資等損失引当金	—
外部出資等損失引当金控除後	2,626,353

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	64,525,459	—	—	—	—	—
貸出金 (※1,2)	4,943,367	4,475,339	4,376,163	4,310,501	4,139,882	54,869,110
合計	69,468,826	4,475,339	4,376,163	4,310,501	4,139,882	54,869,110

(※1) 貸出金のうち、当座貸越73,684千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等74,684千円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (※1)	120,431,016	5,631,303	2,281,645	247,116	249,837	253,809
合計	120,431,016	5,631,303	2,281,645	247,116	249,837	253,809

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	268,238
退職給付費用	45,513
退職給付の支払額	▲ 5,620
期末における退職給付引当金	308,132

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	1,021,977
特定退職金共済制度	▲ 713,844
未積立退職給付債務	308,132
退職給付引当金	308,132

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

勤務費用	45,513
退職給付費用	45,513

特定退職金共済制度への拠出金38,641千円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,115千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は90,386千円となっています。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当期
繰延税金資産	
貸倒引当金	2,049
退職給付引当金	85,229
役員退職慰労引当金	15,803
賞与引当金	19,132
減損損失否認額（土地）	54,088
資産除去債務	14,388
その他	21,234
繰延税金資産小計	211,927
評価性引当額	▲ 87,407
繰延税金資産合計（A）	124,519
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲ 1,457
資産除去費用資産計上額	▲ 130
繰延税金負債合計（B）	▲ 1,587
繰延税金資産の純額（A）+（B）	122,932

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：％)

	当期
法定実効税率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 1.9
住民税均等割	0.5
税額控除	▲ 0.6
事業分量配当額の損金算入額	▲ 4.4
その他	▲ 0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.6

7. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の営農施設の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は1年～6年、割引率は1.5%～2.0%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	51,828千円
時の経過による調整額	191千円
期末残高	52,019千円

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、234,823千円です。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・子会社株式……移動平均法による原価法
 - ・その他有価証券
 - イ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（農機・自動車）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（部品等）………売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7年～50年、機械装置 2年～17年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は273,508千円です。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基

づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020

年3月31日改正。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日改正)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると思込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

② 予約玄米に関する収益認識

購買事業における予約玄米の供給に関して、従来は、代金を決済した時点で収益を認識していましたが、利用者からの依頼に基づき当組合の倉庫から出庫した時点で収益を認識する方法に変更しています。

③ LP ガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積もって認識する方法に変更しています。

④ 購買事業等における支払奨励金の会計処理

購買事業等において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、856千円増加しています。また、当事業年度の事業収益が252,194千円、事業費用が249,258千円、事業利益、経常利益、及び税引前当期利益が2,936千円それぞれ減少しています。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44~2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は699,894千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	401,732千円
② 機械装置	114,640千円
③ 土地	144,605千円
④ その他の有形固定資産	38,915千円

(2) 担保に供している資産

系統定期預金1,020,000千円を為替決済の担保に供しています。また、系統外定期預金5,000千円を県税事務取り扱いに係る担保に、系統外定期預金2,000千円を市税事務取り扱いに係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	931,184千円
子会社等に対する金銭債務の総額	1,493,019千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	930,294千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	ありません

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は75,829千円、危険債権額は141,389千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は217,218千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	30,399千円
うち事業取引高	9,293千円
うち事業取引以外の取引高	21,105千円
② 子会社等との取引による費用総額	3,907千円
うち事業取引高	96千円
うち事業取引以外の取引高	3,811千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会への預け金による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数であ

る金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が145,387千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預金	63,522,111	63,522,750	639
貸出金	73,608,810		
貸倒引当金（*1）	▲ 5,016		
貸倒引当金控除後	73,603,794	75,371,002	1,767,208
資 産 計	137,125,905	138,893,753	1,767,848
貯金	125,473,802	125,517,613	43,810
負 債 計	125,473,802	125,517,613	43,810

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金

額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資（*1）	2,625,833
外部出資等損失引当金	—
外部出資等損失引当金控除後	2,625,833

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」企業会計基準適用指針第19号（2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	63,522,111	—	—	—	—	—
貸出金 (*1,2)	4,802,289	4,616,991	4,183,817	4,104,671	4,008,182	51,709,951
合計	68,324,401	4,616,991	4,183,817	4,104,671	4,008,182	51,709,951

(*1) 貸出金のうち、当座貸越65,009千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等182,908千円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	117,088,487	5,937,700	1,584,461	323,624	199,028	340,499
合計	117,088,487	5,937,700	1,584,461	323,624	199,028	340,499

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	264,716
退職給付費用	30,193
退職給付の支払額	▲ 26,671
期末における退職給付引当金	268,238

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	958,540
特定退職金共済制度	▲ 690,301
未積立退職給付債務	268,238
退職給付引当金	268,238

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

勤務費用	30,193
退職給付費用	30,193

特定退職金共済制度への拠出金39,991千円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,214千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は105,511千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当期
繰延税金資産	
貸倒引当金	2,652
退職給付引当金	74,194
役員退職慰労引当金	15,221
賞与引当金	19,211
減損損失否認額（土地）	54,088
資産除去債務	14,335
その他	19,980
繰延税金資産小計	199,685
評価性引当額	▲ 87,322
繰延税金資産合計（A）	112,362
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲ 1,457
資産除去費用資産計上額	▲ 199
繰延税金負債合計（B）	▲ 1,656
繰延税金資産の純額（A）+（B）	110,706

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：％)

	当期
法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 2.1
評価性引当額の増減	1.0
住民税均等割	0.6
税額控除	▲ 0.1
事業分量配当額の損金算入額	▲ 4.7
その他	▲ 0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.5

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

9. その他の注記

(1) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の営農施設の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は2年～7年、割引率は1.5%～2.0%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	38,652千円
新たに発生したことによる増加額	11,279千円
時の経過による調整額	1,896千円
期末残高	51,828千円

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、247,452千円です。

4. 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
1. 当期末処分剰余金	657,645	689,915
2. 剰余金処分額	299,665	329,317
(1) 利益準備金	2,100	—
(2) 任意積立金	203,139	234,225
リスク管理積立金	200,000	220,000
記念事業等積立金	2,000	2,000
税効果積立金	1,139	12,225
(3) 出資配当金	26,572	26,570
(年率)	(2.5)	(2.5)
(4) 事業分量配当金	67,852	68,521
3. 次期繰越剰余金	357,980	360,598

(注) 1. 事業分量配当金の基準は、以下のとおりです。

(単位：千円)

事業分量配当の基準(項目)	計算基礎及び率	配当金額
定期貯金	平均残高に対し0.05%	29,750
貸出金	平均残高に対し0.02%	13,029
米販売数量	売渡数量1袋に対し500円	13,880
共済契約高	保有契約高に対し(対万)0.5円	11,861

2. 次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の事業に充てるための繰越額35,000千円が含まれています。

3. 任意積立金における目的積立金の積立目的及び積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

種 類	積 立 目 的	積 立 目 標 額 または積立基準	取崩基準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の災害に伴う修繕費用、資本金的支出等に備える。	積立対象資産期末帳簿価額の70/1000に達する額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
記念事業積立金	各種記念事業に要する費用に備える。	1つの記念事業につき組合員1人当たり5,000円。	当該記念事業の目標年度に達した場合、当該計画に対しての積立額を取崩す。
税効果積立金	繰延税金資産の当年度増加分を自己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた税効果相当額が減少する場合。

5. 部門別損益計算書

令和4年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,704,538	1,146,798	425,095	265,833	864,425	2,384	
事業費用 ②	1,071,925	133,468	21,747	193,476	706,172	17,060	
事業総利益 ③ (①-②)	1,632,613	1,013,330	403,348	72,356	158,252	▲14,675	
事業管理費 ④	1,272,759	571,223	263,102	209,697	209,876	18,859	
(うち減価償却費 ⑤-1)	(64,751)	(14,969)	(8,001)	(29,821)	(11,622)	(336)	
(うち人件費 ⑤-2)	(974,632)	(421,862)	(212,848)	(152,715)	(170,623)	(16,582)	
※うち共通管理費 ⑥		250,890	118,078	34,050	61,885	259	▲465,166
(うち減価償却費 ⑦-1)		(10,300)	(5,450)	(801)	(1,880)	(29)	(▲18,462)
(うち人件費 ⑦-2)		(155,287)	(72,156)	(21,293)	(39,960)	(111)	(▲288,810)
事業利益 ⑧ (③-④)	359,853	442,106	140,246	▲137,340	▲51,623	▲33,535	
事業外収益 ⑨	71,241	40,259	16,910	6,537	7,504	29	
※うち共通分 ⑩		39,415	16,910	6,535	7,335	29	▲70,226
事業外費用 ⑪	2,827	1,325	518	399	583	0	
※うち共通分 ⑫		1,325	518	259	373	0	▲2,477
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	428,268	481,040	156,638	▲131,203	▲44,702	▲33,505	
特別利益 ⑭	520	272	124	50	72	-	
※うち共通分 ⑮		272	124	50	72	-	▲520
特別損失 ⑯	0	-	-	-	0	-	
※うち共通分 ⑰		-	-	-	0	-	▲0
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	428,788	481,313	156,763	▲131,152	▲44,630	▲33,505	
営農指導事業分配賦額 ⑲		-	-	33,505	-	▲33,505	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	428,788	481,313	156,763	▲164,657	▲44,630		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益割60%、要人員割40%で配賦しています。

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦しています。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	54	26	7	13	0	100
営農指導事業	-	-	100	-	-	100

令和3年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,696,831	1,119,300	433,855	239,544	903,408	721	
事業費用 ②	1,084,059	133,478	22,899	161,984	750,123	15,573	
事業総利益 ③ (①-②)	1,612,772	985,822	410,956	77,560	153,284	▲ 14,851	
事業管理費 ④	1,296,621	582,894	264,341	21,501	215,061	23,821	
（うち減価償却費 ⑤-1）	(80,904)	(23,603)	(10,808)	(30,865)	(15,266)	(360)	
（うち人件費 ⑤-2）	(979,831)	(421,640)	(210,122)	(154,439)	(172,318)	(21,310)	
※うち共通管理費 ⑥		254,879	124,602	40,412	66,234	435	▲ 486,565
（うち減価償却費 ⑦-1）		(15,521)	(8,142)	(1,734)	(3,616)	(40)	(▲ 29,054)
（うち人件費 ⑦-2）		(153,503)	(74,576)	(7,543)	(42,567)	(71)	(▲ 298,263)
事業利益 ⑧ (③-④)	316,151	402,927	146,615	▲ 132,941	▲ 61,776	▲ 38,673	
事業外収益 ⑨	79,391	45,866	18,143	5,820	9,298	261	
※うち共通分 ⑩		44,994	18,124	5,427	9,130	261	▲ 77,940
事業外費用 ⑪	628	146	77	165	236	1	
※うち共通分 ⑫		146	77	25	27	1	▲ 279
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	394,914	448,647	164,681	▲ 127,285	▲ 52,715	▲ 38,412	
特別利益 ⑭	1,892	987	466	161	276	1	
※うち共通分 ⑮		987	466	161	276	1	▲ 1,892
特別損失 ⑯	670	336	144	82	106	0	
※うち共通分 ⑰		336	144	82	106	0	▲ 670
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	396,137	449,298	165,003	▲ 127,206	▲ 52,545	▲ 38,412	
営農指導事業分配賦額 ⑲		-	-	38,412	-	▲ 38,412	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	396,137	449,298	165,003	▲ 165,618	▲ 52,545		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益割60%、要人員割40%で配賦しています。

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦しています。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	52	26	8	14	0	100
営農指導事業	-	-	100	-	-	100

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当 JA の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
- (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月6日
金沢中央農業協同組合
代表理事組合長 田村 政博

7. 会計監査人の監査

令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	3,438,449	3,248,498	3,105,083	2,696,831	2,704,538
信用事業収益	1,191,675	1,156,688	1,134,441	1,119,300	1,146,798
共済事業収益	460,448	437,995	433,774	433,855	425,095
農業関連事業収益	289,420	268,438	237,431	239,544	265,833
その他事業収益	1,496,904	1,385,376	1,299,434	904,129	866,809
経 常 利 益	467,729	596,964	396,089	394,914	428,268
当 期 剰 余 金	354,200	449,104	288,154	303,067	331,935
出 資 金	1,060,100	1,061,440	1,062,430	1,063,480	1,063,260
(出 資 口 数)	106,010	106,144	106,243	106,348	106,326
純 資 産 額	11,697,925	12,011,654	12,207,907	12,418,979	12,656,269
総 資 産 額	126,596,918	131,458,200	137,049,002	142,669,081	147,186,475
貯 金 残 高	112,266,827	114,155,739	120,407,067	125,473,802	129,094,729
貸 出 金 残 高	64,596,024	69,272,888	69,846,507	76,308,810	77,189,048
有 価 証 券 残 高	—	—	—	—	—
剰余金配当金額	95,269	92,901	93,902	94,425	95,091
出 資 配 当 金	26,472	26,582	26,543	26,572	26,570
事業分量配当金	68,797	66,318	67,358	67,852	68,521
職 員 数	138	139	137	134	133
単体自己資本比率	21.21	19.93	19.45	21.15	20.78

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
資金運用収益	1,069,580	1,086,673	17,093
役務取引等収益	24,626	24,641	15
その他信用事業収益	25,092	35,484	10,392
合 計	1,119,300	1,146,798	27,498
資金調達費用	67,518	66,810	▲ 708
役務取引等費用	10,012	10,235	223
その他信用事業費用	55,946	56,422	476
合 計	133,478	133,468	▲ 10
信用事業粗利益	985,822	1,013,330	27,508
信用事業粗利益率	0.73	0.72	▲ 0
事業粗利益	1,633,197	1,648,561	15,364
事業粗利益率	1.13	1.13	0
事業純益	336,576	375,801	39,225
実質事業純益	336,576	375,801	39,225
コア事業純益	336,576	375,801	39,225
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	336,576	375,801	39,225

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利 息	利回	平均残高	利 息	利回
資金運用勘定	134,819,345	1,069,580	0.79	139,920,866	1,086,673	0.78
預 金	62,459,812	323,079	0.52	64,000,473	324,714	0.51
有価証券	—	—	—	—	—	—
貸 出 金	72,359,532	746,500	1.03	75,920,392	761,957	1.00
資金調達勘定	123,172,609	33,263	0.02	126,912,769	25,058	0.02
貯金・定期積金	123,170,085	33,230	0.02	126,903,776	25,058	0.02
譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
借 入 金	2,523	32	1.28	8,992	—	1.47
総資金利ざや			0.29			0.31

(注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受 取 利 息	▲ 19,997	17,092
預 金 利 息	▲ 1,528	▲ 1,366
有価証券利息	—	—
貸 出 金 利 息	▲ 7,849	15,457
その他受入利息	▲ 10,618	3,001
支 払 利 息	▲ 7,470	▲ 708
貯 金 利 息	▲ 4,469	▲ 6,294
給付補填備金繰入	▲ 2,037	▲ 1,877
譲渡性貯金利息	—	—
借 入 金 利 息	4	99
その他支払利息	▲ 967	7,364
差 引	▲ 12,526	17,801

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯 金

① 種類別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
要 求 払 貯 金	41,628	45,235	3,607
当 座 貯 金	11	11	0
普 通 貯 金	41,471	45,072	3,601
貯 蓄 貯 金	85	85	0
通 知 貯 金	—	—	—
別 段 貯 金	38	43	5
そ の 他 の 貯 金	21	22	1
定 期 性 貯 金	81,534	81,663	129
定 期 貯 金	78,052	78,431	379
財 形 貯 蓄	16	11	▲ 5
積 立 定 期 貯 金	27	30	3
定 期 積 金	3,438	3,189	▲ 249
そ の 他 の 貯 金	—	—	—
計	123,163	126,899	3,736
譲 渡 性 貯 金	—	—	—
合 計	123,163	126,899	3,736

② 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
定 期 貯 金	78,255	78,761	506
うち固定金利定期	77,665	78,227	562
うち変動金利定期	589	534	▲ 55

(2) 貸 出 金

① 種類別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
手 形 貸 付 金	78	68	▲ 10
証 書 貸 付 金	72,217	75,796	3,579
当 座 貸 越	72	65	▲ 7
金 融 機 関 貸 付	—	—	—
合 計	72,368	75,930	3,562
割 引 手 形	—	—	—

② 貸出金金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	64,534	68,246	3,712
変 動 金 利 貸 出	9,009	8,868	▲ 141
そ の 他 貸 出	65	73	8
合 計	73,608	77,189	3,581

③ 貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和3年度	令和4年度	増 減
担 保	貯 金	1,446	1,308	▲ 138
	有 価 証 券	—	—	—
	動 産	—	—	—
	不 動 産	57,447	61,201	3,754
	そ の 他 担 保	1,783	1,667	▲ 116
	計	60,677	64,177	3,500
保 証	農業信用基金協会保証	3,386	3,623	237
	そ の 他 保 証	825	890	65
	計	4,212	4,514	302
信 用		8,719	8,496	▲ 223
合 計		73,608	77,189	3,580

④ 債務保証見返額担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和3年度	令和4年度	増 減
貯 金 等		—	—	—
有 価 証 券		—	—	—
動 産		—	—	—
不 動 産		—	—	—
そ の 他 担 保		—	—	—
計		—	—	—
信 用		—	—	—
合 計		—	—	—

⑤ 貸出金使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和3年度	令和4年度	増 減
設 備 資 金		63,243	67,161	3,918
運 転 資 金		10,362	10,024	▲ 338
合 計		73,608	77,189	3,580

(注) 運転資金には「農業運転」、「事業運転」、「生活関連（自動車ローンは除く）」が該当します。

⑥ 貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類		令和3年度	構 成 比	令和4年度	構 成 比	増 減
法 人	農 業 ・ 林 業	0	0.00	0	0.00	0
	水 産 業	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—
	建 設 業	65	0.09	58	0.08	▲ 7
	不 動 産 業	3,337	4.53	3,441	4.46	104
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食業	159	0.22	154	0.20	▲ 5
	サ ー ビ ス 業	17	0.02	17	0.02	0
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—
	地 方 公 共 団 体	3,721	5.06	3,308	4.29	▲ 413
	そ の 他	3,176	4.31	3,148	4.08	▲ 28
個 人		63,127	85.76	67,056	86.90	3,929
合 計		73,608	100.00	77,189	100.00	3,580

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	増 減
農 業	193	192	▲ 1
穀 作	—	1	1
野 菜 ・ 園 芸	25	27	2
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	2	2
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	0	—	—
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	168	160	▲ 8
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	193	192	▲ 1

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JA や全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	183	182	▲ 1
農 業 制 度 資 金	10	10	—
うち農業近代化資金	10	10	—
うちその他制度資金	—	—	—
合 計	193	192	▲ 1

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで JA が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	75	53	17	4	75
	令和4年度	55	35	17	2	55
危 険 債 権	令和3年度	141	117	24	—	141
	令和4年度	105	63	42	—	105
要 管 理 債 権	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
小 計	令和3年度	217	170	42	4	217
	令和4年度	161	98	60	2	161
正 常 債 権	令和3年度	73,429				
	令和4年度	77,064				
合 計	令和3年度	73,646				
	令和4年度	77,226				

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

- 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくものと金融機能再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当 JA は金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

- 農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権の用語説明

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	
危 険 債 権	
債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	
要 管 理 債 権	
「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額	
三 月 以 上 延 滞 債 権	
元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの	
貸 出 条 件 緩 和 債 権	
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの	
正 常 債 権	
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権	

- 自己査定と農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権との関係

自己査定債務者区分		農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権	
(総与信ベース)		(信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金)	
破 綻 先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権（ア）	55
実 質 破 綻 先		(注1)	
破 綻 懸 念 先		危 険 債 権（イ）	105
		(注1)	
要注意先	要 管 理 先	要 管 理 債 権（ウ）	三月以上延滞債権 — 貸出条件緩和債権 —
	その他の要注意先	(注2)	
正 常 先		正 常 債 権（エ）	77,064
		(注1)	
合 計（ア）+（イ）+（ウ）+（エ）			77,226
開示債権合計額（ア）+（イ）+（ウ）			161
(正常債権77,064百万円を除く)			

(注1) 経済未収金等信用事業以外の債権による差額

(注2) 三月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額

⑩ 貸倒引当金内訳

(単位：千円)

種 目	令和 3 年 度				
	期 首 残 高	期中増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	974	111		974	111
個 別 貸 倒 引 当 金	5,643	4,905	－	5,643	4,905
合 計	6,618	5,016	－	6,618	5,016

種 目	令 和 4 年 度				
	期 首 残 高	期中増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	111	272		111	272
個 別 貸 倒 引 当 金	4,805	2,879	－	4,905	2,879
合 計	5,016	3,151	－	5,016	3,151

⑪ 貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令 和 3 年 度				令 和 4 年 度			
	仕 向		被 仕 向		仕 向		被 仕 向	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込為替	35,768	22,834,954	127,817	51,801,231	36,863	30,259,638	130,773	45,130,745
代金取立為替	—	—	9	173,617	3	5,442	2	85,010
雑 為 替	1,365	1,958,242	2,007	1,986,378	1,380	1,233,364	1,996	1,275,669
合 計	37,133	24,793,196	129,833	53,961,227	38,246	31,498,446	132,771	46,491,426

(4) 有 価 証 券

① 保有有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	増 減
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—
貸 付 有 価 証 券	—	—	—
合 計	—	—	—
商 品 国 債	—	—	—

② 保有有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	令 和 3 年 度							合 計
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—

種 類	令 和 4 年 度							合 計
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—

③ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令 和 3 年 度			令 和 4 年 度		
		貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)	貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
時価が貸 借対照表 計上額を 超えるも の	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸 借対照表 計上額を 超えない もの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

【その他の有価証券】

(単位：千円)

	種 類	令 和 3 年 度			令 和 4 年 度		
		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又 は償却原価 (B)	差 額 (A)－(B)	貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又 は償却原価 (B)	差 額 (A)－(B)
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えるも の	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えない もの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

④ 金銭の信託の時価情報

【運用目的の金銭の信託】

該当する取引はありません。

【満期保有目的の金銭の信託】

該当する取引はありません。

【その他の金銭の信託】

(単位：千円)

	令 和 3 年 度					令 和 4 年 度				
	貸借対 照表計 上額	時 価	差 額	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの	貸借対 照表計 上額	時 価	差 額	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの
その他の金 銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

⑤ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(5) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：百万円)

	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
投 資 信 託 残 高 (ファンドラップ含む)	10	17

(注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

② 残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
残高有り投資信託口座数	17	31

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
		新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
生 命 系	終 身 共 済	1,478,539	52,603,948	1,284,521	51,585,638
	定期生命共済	180,000	1,125,000	51,500	1,175,000
	養老生命共済	332,100	13,900,686	159,300	12,462,588
	こども共済	267,900	7,185,485	144,700	6,814,143
	医 療 共 済	80,000	2,309,350	6,000	2,130,150
	が ん 共 済	—	125,000	—	122,500
	定期医療共済	—	161,300	—	148,100
	介 護 共 済	107,378	800,848	79,878	878,775
	年 金 共 済	—	117,000	—	116,000
建 物 系	建物更生共済	23,600,530	190,987,381	20,954,050	193,741,441
合 計		25,778,547	262,130,514	22,535,250	262,360,193

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額）を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
		新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
医 療 共 済		41	18,001	85	16,825
		54,750	57,930	54,663	119,200
が ん 共 済		240	5,898	181	5,943
定期医療共済		—	631	—	589
合 計		281	24,530	266	23,357
		54,750	57,930	54,663	119,200

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
		新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
介 護 共 済		127,706	1,196,113	96,915	1,265,429
認知症共済				171,000	171,000
生活障害共済(一時金型)		143,700	551,200	16,500	549,700
生活障害共済(定期年金型)		3,000	40,140	—	40,020
特定重度疾病共済		149,000	324,600	72,500	389,600

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
		新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
年 金 開 始 前		90,323	1,435,926	76,075	1,443,122
年 金 開 始 後		—	316,119	—	339,224
合 計		90,323	1,752,046	76,075	1,782,347

(注) 「金額」欄は、年金年額について記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
火 災 共 済	29,269	29,404
自 動 車 共 済	264,558	262,497
傷 害 共 済	2,008	1,809
団体定期生命共済	—	—
定額定期生命共済	79	64
賠 償 責 任 共 済	310	339
自 賠 責 共 済	14,746	14,012
合 計	310,972	308,127

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線）を記載しています。

3. その他事業の実績

(1) 購買品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
生 産 資 材	299,252	17,221	398,791	19,876
生 活 物 資	949,869	217,682	920,632	217,976
合 計	1,249,121	234,904	1,319,423	237,852

(2) 受託販売品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
米	130,680	8,412	148,776	8,720
米以外の農産物	99,743	1,349	92,255	1,383
畜 産 物	—	—	—	—
合 計	230,423	9,762	241,032	10,104

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
収 益	保 管 料	711	985
	荷 役 料	—	—
	その他の収益	28	0
費 用	保 管 材 料 費	—	—
	保 管 労 務 費	—	—
	その他の費用	314	434
差 引		426	551

(4) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	収 益	費 用	収 益	費 用
も ち 加 工	5,454	2,729	5,259	2,497
精 米 加 工	22,174	1,697	21,132	1,192
企 画 加 工	2,615	2,663	1,007	1,009
パックごはん加工	2,071	1,901	2,465	2,340
合 計	32,315	8,992	29,864	7,041

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	収 益	費 用	収 益	費 用
コ イ ン 精 米 機	7,161	1,116	7,033	1,291
育 苗 セ ン タ ー	14,428	11,561	10,450	15,243
ラ イ ス セ ン タ ー	10,831	5,073	10,959	4,939
貯 蔵 施 設	169	518	186	604
農 機 具 リ ー ス	1,288	184	1,375	162
野 菜 乾 燥 機	2	—	3	—
旅 行 取 扱	1	—	1	—
合 計	33,882	18,453	30,010	22,240

(6) 介護事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
収 益	訪問介護収益	—	—
	居宅介護支援収益	—	—
	その他の収益	—	—
費 用	介護労務費	—	—
	その他の費用	—	—
差 引		—	—

(7) 指導事業の収支内訳

(単位：千円)

項 目		令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
収 入	賦 課 金	—	—
	指導事業補助金	292	297
	実 費 収 入	—	—
	その他の収入	429	2,087
支 出	営 農 改 善 費	2,322	2,243
	生活文化事業費	4,731	7,183
	教 育 情 報 費	3,395	3,451
	協力団体育成費	5,123	4,182
	農 政 活 動 費	—	—
	相 談 活 動 費	—	—
差 引		▲ 14,851	▲ 14,675

Ⅳ 経営諸指標

1. 利 益 率

(単位：％)

項 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	増 減
総資産経常利益率	0.28	0.29	0.01
資本経常利益率	3.25	3.47	0.21
総資産当期純利益率	0.21	0.23	0.01
資本当期純利益率	2.49	2.69	0.19

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	58.66	59.79	1.13
	期中平均	58.76	59.72	0.96
貯 証 率	期 末	—	—	—
	期中平均	—	—	—

- (注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

Ⅴ 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、20.78%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	金沢中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,063百万円（前年度 1,063百万円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,324	12,561
うち、出資金及び資本準備金の額	1,073	1,073
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	11,345	11,583
うち、外部流出予定額 (▲)	▲ 94	▲ 95
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうちコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,324	12,561
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

(単位：百万円、%)

項	目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	—	—
自己資本			
自己資本の額	(ハ) = (イ) - (ロ)	12,324	12,561
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		55,098	57,404
	うち、経過措置により、リスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		3,158	3,024
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	58,256	60,429
自己資本比率			
自己資本比率	(ハ) / (二)	21.15	20.78

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

3. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和3年度			令和4年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
現	金	239	—	—	233	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	3,722	—	—	3,309	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	63,522	12,704	508	64,526	12,905	516
	法人等向け	5,556	5,374	214	5,961	5,772	230
	中小企業等向け及び個人向け	3,014	1,574	62	3,142	1,506	60
	抵当権付住宅ローン	46,476	15,969	638	48,611	16,689	667
	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
	三月以上延滞等	184	190	7	38	42	1
	取立未済手形	20	4	0	13	2	0
	信用保証協会等による保証付	3,387	337	13	3,625	361	14
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出	資 等	565	565	22	565	565	22
	(うち出資等のエクスポージャー)	565	565	22	565	565	22
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上	記 以 外	15,982	18,376	734	17,160	19,558	782
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	2,060	5,151	206	2,060	5,151	206
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	110	276	11	122	307	12
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	13,812	12,949	517	14,978	14,100	564

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和3年度			令和4年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	証券化	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
	(うちマウント方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	—	—	—	—	—	—
	CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		142,674	55,098	2,203	162,167	71,504	2,860
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (基礎的手法)		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		$b = a \times 4\%$	a		$b = a \times 4\%$
		3,158		126	3,024		120
総所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母) 計		総所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計		総所要自己資本額
		a		$b = a \times 4\%$	a		$b = a \times 4\%$
		58,256		2,330	60,429		2,417

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

4. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当 JA では自己資本比率算出要領にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバルレーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和3年度					令和4年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー 期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー 期末残高
			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	
法人	農業	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—
	林業	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	1	1	—	—	—	1	1	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	3,404	3,404	—	—	—	3,501	3,501	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	63,543	—	—	—	—	64,539	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	323	323	—	—	—	311	311	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	3,722	3,722	—	—	—	3,309	3,309	—	—	—
	上記以外	7,021	4,395	2,625	—	—	7,171	4,545	2,626	—	—
	個人	61,804	61,804	—	—	184	65,565	65,565	—	—	38
その他		2,851	—	—	—	0	2,788	—	—	—	0
業種別残高計		142,674	73,653	2,625	—	184	147,189	77,235	2,626	—	38
残存期間別	1年以下	63,913	397	—	—	—	63,343	524	—	—	—
	1年超3年以下	1,524	1,524	—	—	—	2,699	999	—	—	—
	3年超5年以下	2,040	2,040	—	—	—	2,371	2,371	—	—	—
	5年超7年以下	3,807	3,807	—	—	—	3,726	3,726	—	—	—
	7年超10年以下	6,910	6,910	—	—	—	6,371	6,371	—	—	—
	10年超	58,553	58,553	—	—	—	62,997	62,997	—	—	—
	期限の定めのないもの	5,924	419	2,625	—	—	5,679	244	2,626	—	—
残存期間別残高計		142,674	73,653	2,625	—	—	147,189	77,235	2,626	—	—

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 3 年 度					令 和 4 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	0	0		0	0	0	0		0	0
個 別 貸 倒 引 当 金	5	4	—	5	4	4	2	—	4	2

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却等の額

(単位：百万円)

区 分		令 和 3 年 度						令 和 4 年 度					
		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		5	4	—	5	4	—	4	2	—	4	2	—
業 種 別 残 高 計		5	4	—	5	4	—	4	2	—	4	2	—

(注) 当 JA では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令 和 3 年 度			令 和 4 年 度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	3,961	3,961	—	3,543	3,543
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	3,371	3,371	—	3,611	3,611
	リスク・ウェイト 20%	63,410	132	63,543	64,467	71	64,539
	リスク・ウェイト 35%	—	45,628	45,628	—	47,577	47,577
	リスク・ウェイト 50%	5	—	5	5	—	5
	リスク・ウェイト 75%	—	2,005	2,005	—	1,853	1,853
	リスク・ウェイト100%	5,527	13,513	19,041	5,786	14,642	20,429
	リスク・ウェイト150%	26	—	26	18	—	18
	リスク・ウェイト250%	—	2,171	2,171	—	2,183	2,183
そ の 他		—	—	—	—	—	—
リ ス ク ・ ウ ェ イ ト 1250%		—	—	—	—	—	—
計		68,969	70,785	139,755	70,278	73,483	143,762

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 JA では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 JA では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A- または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB- または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令 和 3 年 度			令 和 4 年 度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法 人 等 向 け	20	—	—	20	—	—
中小企業等向け及び個人向け	42	349	—	54	581	—
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	—	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	138	3	—	97	119	—
合 計	201	352	—	172	886	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する余裕金運用委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び余裕金運用委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和 3 年 度		令和 4 年 度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	2,625	2,625	2,626	2,626
合 計	2,625	2,625	2,626	2,626

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和 3 年 度			令和 4 年 度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和 3 年 度		令和 4 年 度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

10. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当 JA では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当 JA は、財務管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として IRRBB を計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当 JA は、ヘッジ等による金利リスクの削減は行っていない。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 JA では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVE の算出方法に関する変更はありません。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
当 JA では、 Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクの計算を実施していません。

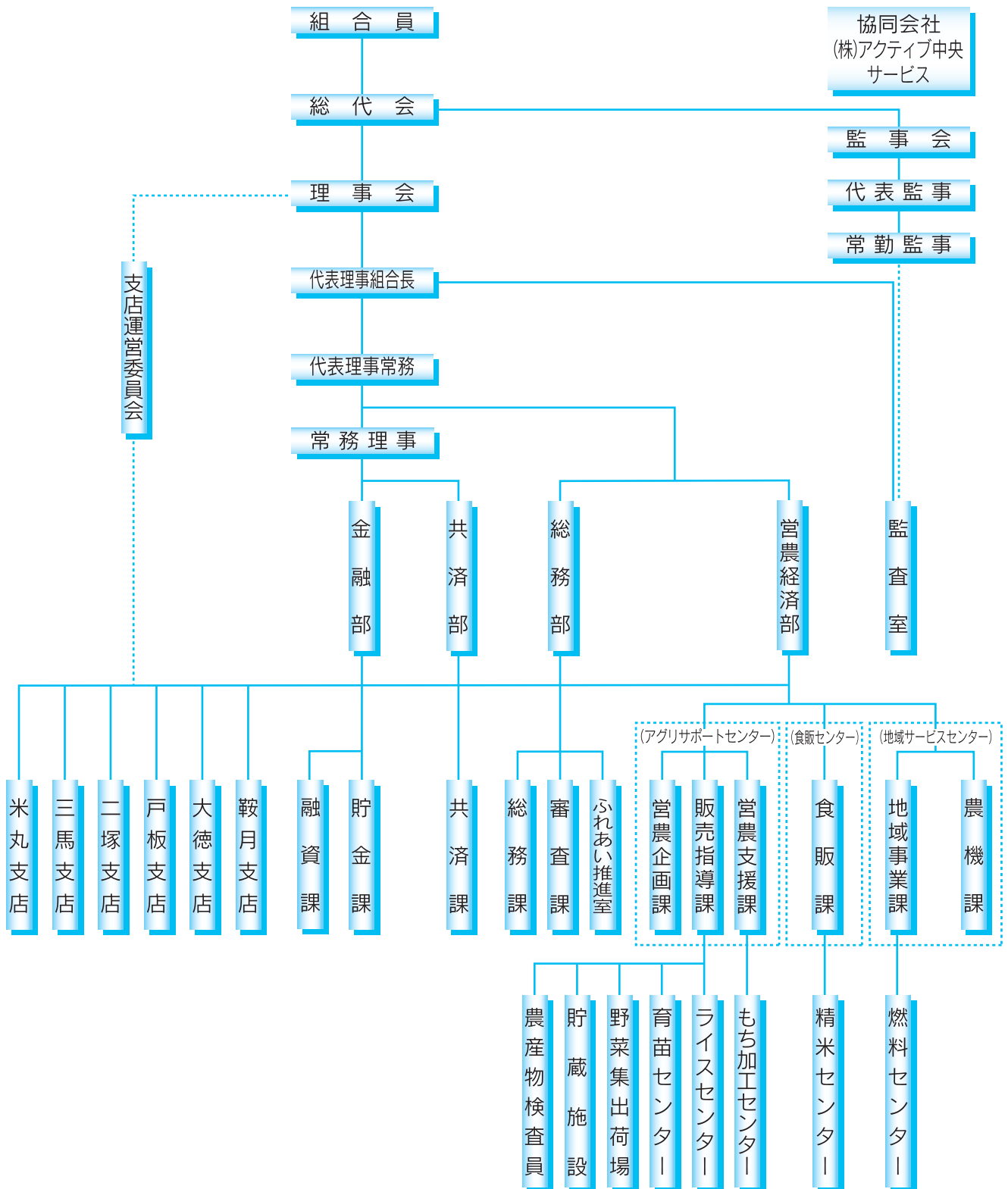
② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方平行シフト	1,433	1,316	176	176
2	下方平行シフト	0	0	0	0
3	スティープ化	754	651		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	376	377		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,433	1,316	176	176
		令和3年度		令和4年度	
8	自己資本の額	12,324		12,561	

【JA の概要】

1. 機構図（令和5年3月末）



2. 役員（令和5年3月末）

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表理事組合長	田 村 政 博	理 事	久 保 悟
代表理事常務	二 口 和 忠	〃	中 村 直 子
常 務 理 事	吉 田 和 信	〃	荒 木 千 恵
上 席 理 事	朝 倉 忍	代 表 監 事	田 中 勝 治
理 事	舟 田 亘	常 勤 監 事	中 橋 達 也
〃	中 川 栄 樹	監 事	堀 越 一 彦
〃	稲 本 誠 一	〃	田 中 政 敏
〃	桜 井 誠 一	〃	中 村 義 孝
〃	赤 丸 義 和	〃	山 田 昇
〃	安 野 生 郎	〃	加 藤 聡
〃	里 見 哲 夫	員 外 監 事	鍛 治 敏 弘
〃	村 中 宏 郎		

（注） 監事 鍛治敏弘 は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

3. 組合員数

（単位：人）

種 類	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	増 減
正 組 合 員 数	1,924	1,926	2
個 人	1,921	1,923	2
法 人	3	3	—
准 組 合 員 数	3,139	3,181	42
個 人	2,911	2,953	42
法 人	228	228	—
合 計	5,063	5,107	44

4. 組合員組織の状況

（単位：人）

組 織 名	構 成 員 数
J A 青 壮 年 部	112
J A 女 性 部	289
金 沢 中 央 農 協 水 稻 部 会	18
金 沢 中 央 農 協 果 樹 部 会	8
金 沢 中 央 農 協 大 徳 さ つ ま い も 部 会	12
金 沢 中 央 農 協 万 年 青 部 会	3
金 沢 中 央 農 協 野 菜 生 産 部 会	7
金 沢 中 央 生 産 組 合	15
J A 金 沢 中 央 金 沢 春 菊 部 会	9
J A 金 沢 中 央 朝 市 部 会	8

5. 地区



6. 沿革・歩み

昭和49年8月、金沢市内の6つの農協が合併して“金沢市中央農業協同組合”（昭和58年に“金沢中央農業協同組合”に名称変更）として設立いたしました。

石川県の県都金沢駅西地区に位置し、合併当時は広大に広がる田園地帯でしたが、多くの区画整理事業を経て石川県庁・石川県立病院・金沢港等石川県の主要施設の建設をはじめ都市化が進んだことで、金融事業を柱とした都市型農協になりました。

信用事業では平成27年度に貯金残高1,000億円を達成。令和3年度には融資残高が700億円超となりました。高い貯貸率を長年維持しているのが当JAの特徴です。また、平成18年から遺言信託業務も行っています。

共済事業では、平成18年度に一斉推進活動からライフアドバイザーによる恒常推進活動に移行。質の高い提案とコンプライアンスの厳守に努め、令和元年度には保有高で生命・建更あわせて2,600億円を超えています。

経済事業では部門集約を目指し、平成16年度赤土町に「地域サービスセンター」を建設。平成28年には同敷地内で当JAふたつめのライスセンター「中央ライスセンター」を稼働しました。さらに令和元年度に「アグリサポートセンター」を新設。販売指導や農作業・保管理作業等の営農相談はアグリサポートセンター、農機具や資材・物資の供給に関する経済事業は地域サービスセンターという具合に、一層の組織の明確化をはかりました。また管内生産者が手掛けた新鮮野菜を販売する「ふれあい朝市」を平成29年度より全支店でスタート、地域の皆さまに好評を得ています。

不動産管理部門では平成3年に㈱アクティブ中央サービスを設立、組合員の不動産の売買・賃貸は勿論、区画整理事業に大きく関わり貢献しています。また、平成16年には石川県庁横に自社テナントビル（KCビル）を建築しました。

7. 店舗等のご案内

(単位：台)

店舗・施設の名称	所在地の住所	電話番号	CD・ATM設置台数
本店	〒921-8011 金沢市入江1-1	076-291-5000	0
地域サービスセンター	〒920-0353 金沢市赤土町リ53-1	076-268-6220	0
アグリサポートセンター	〒920-0353 金沢市赤土町リ53-1	076-266-5003	0
食 販 セ ン タ ー	〒920-0343 金沢市畝田1-72-1	076-268-8300	0
鞍 月 支 店	〒920-0064 金沢市南新保町口86	076-237-6240	1
大 徳 支 店	〒920-0343 金沢市畝田中1-72	076-267-1288	1
戸 板 支 店	〒920-0025 金沢市駅西本町2-1-9	076-265-5148	1
二 塚 支 店	〒920-0367 金沢市北塚町東40	076-249-3478	1
三 馬 支 店	〒921-8164 金沢市久安6-183	076-242-7256	1
米 丸 支 店	〒921-8013 金沢市新神田5-26	076-291-2215	1
㈱アクティブ中央サービス	〒920-0353 金沢市赤土町リ4-2	076-266-1127	0

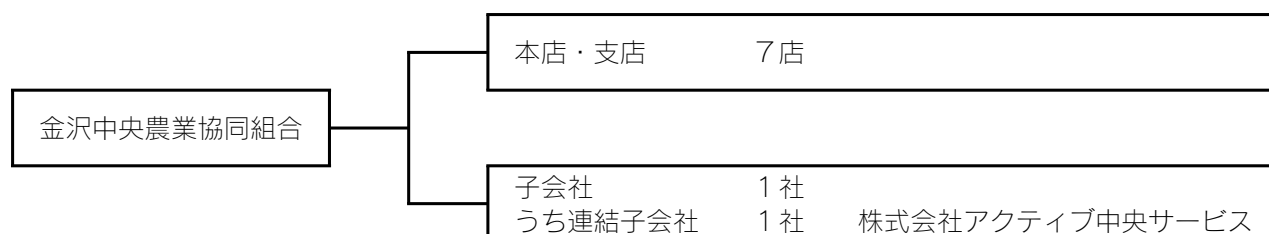
【連結情報】

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

JA 金沢中央のグループは、当 JA、子会社 1 社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。



(2) 子会社等の状況

名 称	業務内容	所 在 地	設立年月日	資本金 (千円)	他の子会社等 の議決権比率
(株)アクティブ中央サービス	不動産取引業他	金沢市赤土町1-4-2	H3.6.20	485,000	—

(注) 組合グループ出資比率は、当該会社に対する組合を除く、組合の子会社等の出資比率

(3) 連結事業概況

1. 事業の概況

令和4年度の当組合の連結決算は、子会社1社を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常利益586,698千円、連結当期剰余金436,869千円、連結純資産13,997,874千円、連結総資産147,303,560千円で、連結自己資本比率は22.64%となりました。

2. 連結子会社の事業概況

株式会社アクティブ中央サービス

当社は、不動産取引業他を営み、売上総利益は461,236千円（対前年比98%）を計上し、当期純利益は117,719千円（対前年比82%）となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益(事業収益)	3,847,900	3,701,916	3,545,630	3,325,648	3,136,485
信用事業収益	1,181,636	1,146,875	1,124,908	1,110,006	1,118,035
共済事業収益	460,448	437,995	433,774	433,855	425,095
農業関連事業収益	289,420	268,438	237,431	239,544	265,833
その他事業収益	1,916,394	1,848,606	1,749,515	1,542,240	1,327,520
連結経常利益	612,727	744,571	556,662	588,783	586,698
連結当期剰余金	445,548	547,561	385,291	432,880	436,869
連結純資産額	12,606,094	13,019,383	13,313,439	13,654,988	13,997,874
連結総資産額	126,303,311	131,359,206	137,131,454	142,716,917	147,303,560
連結自己資本比率	22.64	21.35	20.92	22.91	22.64

(注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
1. 信用事業資産	136,537,809	140,989,538	1. 信用事業負債	127,602,387	131,870,967
(1) 現金	239,682	233,419	(1) 貯金	123,981,545	127,602,841
(2) 預金	63,531,066	64,533,535	(2) 譲渡性貯金	—	—
(3) 買入金銭債権	—	—	(3) 借入金	185	—
(4) 商品有価証券	—	—	(4) その他の信用事業負債	3,620,656	4,268,125
(5) 金銭の信託	—	—	(5) 債務保証	—	—
(6) 有価証券	—	—	2. 共済事業負債	457,601	406,946
(7) 貸出金	72,691,810	76,119,048	(1) 共済借入金	—	—
(8) その他の信用事業資産	80,266	106,687	(2) 共済資金	280,429	228,857
(9) 債務保証見返	—	—	(3) その他の共済事業負債	177,171	178,088
(10) 貸倒引当金	▲ 5,016	▲ 3,151	3. 経済事業負債	81,203	98,052
2. 共済事業資産	16,947	15,408	(1) 支払手形及び経済事業未払金	61,049	94,546
(1) 共済貸付金	—	—	(2) その他の経済事業負債	20,154	3,505
(2) その他の共済事業資産	16,947	15,408	4. 設備借入金	—	—
(3) 貸倒引当金	▲ 0	▲ 0	5. 雑負債	525,477	491,812
3. 経済事業資産	460,442	403,684	(1) 未払法人税等	127,773	122,906
(1) 受取手形	—	—	(2) リース債務	—	—
(2) 経済事業未収金	142,496	173,409	(3) 資産除去債務	111,519	112,904
(3) 棚卸資産	312,519	224,725	(4) その他の負債	286,185	256,001
(4) その他の経済事業資産	5,439	5,565	6. 諸引当金	395,258	437,907
(5) 貸倒引当金	▲ 13	▲ 15	(1) 賞与引当金	70,451	70,200
4. 雑資産	179,543	168,339	(2) 退職給付に係る負債	269,775	310,572
5. 固定資産	3,258,051	3,449,636	(3) 役員退職慰労引当金	55,032	57,134
(1) 有形固定資産	3,252,803	3,446,081	(4) ポイント引当金	—	—
建物	3,648,014	3,665,797	7. 繰延税金負債	—	—
機械装置	472,174	474,072	負債の部合計	129,061,928	133,305,686
土地	1,416,537	1,685,421	純 資 産 の 部		
リース資産	—	—	1. 組合員資本	13,654,988	13,997,874
建設仮勘定	—	5,597	(1) 出資金（資本金）	1,063,480	1,063,260
その他の有形固定資産	571,530	574,566	(2) 資本剰余金	9,870	9,870
減価償却累計額	▲ 2,855,453	▲ 2,959,372	(3) 利益剰余金	12,582,638	12,925,744
(2) 無形固定資産	5,248	3,554	(4) 処分未済持分	—	—
のれん	—	—	(5) 子会社の所有する親組合出資金	▲ 1,000	▲ 1,000
リース資産	—	—	2. 評価・換算差額等	—	—
その他の無形固定資産	5,248	3,554	(1) その他有価証券評価差額金	—	—
6. 外部出資	2,140,833	2,141,353	(2) 退職給付に係る調整累計額	—	—
(1) 外部出資	2,140,833	2,141,353	3. 非支配株主持分	—	—
(2) 外部出資等損失引当金	—	—			
7. 退職給付に係る資産	—	—			
8. 繰延税金資産	123,288	135,599			
9. 繰延資産	—	—	純資産の部合計	13,654,988	13,997,874
資産の部合計	142,716,917	147,303,560	負債・純資産の部合計	142,716,917	147,303,560

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 事業総利益	2,067,186	2,061,242
(1) 信用事業収益	1,110,006	1,118,035
資金運用収益	1,060,287	1,077,360
(うち預金利息)	(264,040)	(262,674)
(うち有価証券利息)	(—)	(—)
(うち貸出金利息)	(737,207)	(752,645)
(うちその他受入利息)	(59,039)	(62,040)
役務取引等収益	24,626	24,641
その他事業直接収益	—	—
その他経常収益	25,092	16,033
(2) 信用事業費用	133,390	133,372
資金調達費用	67,419	66,714
(うち貯金利息)	(28,628)	(22,337)
(うち給付補填備金繰入)	(4,503)	(2,625)
(うち借入金利息)	(—)	(—)
(うちその他支払利息)	(34,287)	(41,752)
役務取引等費用	10,012	10,235
その他事業直接費用	—	—
その他経常費用	55,958	56,422
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(▲ 1,865)
(うち貸倒引当金戻入額)	(▲ 1,601)	(—)
(うち貸出金償却)	(—)	(—)
信用事業総利益	976,616	984,662
(3) 共済事業収益	433,855	425,095
共済付加収入	395,387	388,762
共済貸付金利息	—	—
その他の収益	38,468	36,333
(4) 共済事業費用	22,899	21,747
共済借入金利息	—	—
共済推進費及び共済保全費	22,440	20,526
その他の費用	458	1,220
共済事業総利益	410,956	403,348
(5) 購買事業収益	1,044,336	1,038,244
購買品供給高	987,444	984,161
購買手数料	9,483	10,235
修理サービス料	4,006	4,051
その他の収益	43,403	39,794
(6) 購買事業費用	877,868	863,201
購買品供給原価	763,539	751,041
購買供給費	90,457	89,332
修理サービス費	—	—
その他の費用	23,872	22,827
購買事業総利益	166,467	175,042
(7) 販売事業収益	10,830	11,237
販売品販売高	—	—
販売手数料	10,722	11,103
その他の収益	107	133
(8) 販売事業費用	2,009	2,199
販売品販売原価	—	—
販売費	1,659	1,876
その他の費用	349	323
販売事業総利益	8,821	9,037

(単位：千円)

科 目	令和３年度	令和４年度
(9) その他事業収益	726,618	543,872
(10) その他事業費用	222,294	54,721
その他事業総利益	504,323	489,151
2. 事業管理費	1,538,230	1,524,841
(1) 人件費	1,049,410	1,048,829
(2) その他事業管理費	488,819	476,011
事業利益	528,956	536,400
3. 事業外収益	60,514	53,178
(1) 受取雑利息	637	637
(2) 受取出資配当金	34,105	34,138
(3) 持分法による投資益	—	—
(4) その他の事業外収益	25,771	18,403
4. 事業外費用	686	2,881
(1) 支払雑利息	—	—
(2) 持分法による投資損	—	—
(3) その他の事業外費用	686	2,881
経常利益	588,783	586,698
5. 特別利益	1,892	550
(1) 固定資産処分益	1,892	550
(2) 負ののれん発生益	—	—
(3) その他の特別利益	—	—
6. 特別損失	670	0
(1) 固定資産処分損	670	0
(2) 減損損失	—	—
(3) その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期利益	590,006	587,248
法人税、住民税及び事業税	159,589	162,689
法人税等調整額	▲ 2,464	▲ 12,310
法人税等合計	157,125	150,379
当期利益	432,880	436,869
非支配株主に帰属する当期利益	—	—
当期剰余金	432,880	436,869

(注) 連結事業収益は、銀行等の連結経常収益に相当するものです。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

〔間接法により表示する場合〕

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益(又は税金等調整前当期損失)	590,006	587,248
減価償却費	129,581	112,776
減損損失	—	—
のれん償却額	—	—
貸倒引当金の増減額(▲は減少)	▲ 1,626	▲ 1,862
賞与引当金の増減額(▲は減少)	▲ 327	▲ 250
退職給付に係る負債の増減額(▲は減少)	3,461	40,796
その他引当金等の増減額(▲は減少)	4,696	2,102
信用事業資金運用収益	▲ 1,060,287	▲ 1,077,360
信用事業資金調達費用	67,419	66,714
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 34,742	▲ 34,775
支払雑利息	—	—
為替差損益	—	—
有価証券関係損益(▲は益)	—	—
固定資産売却損益(▲は益)	▲ 1,877	▲ 550
外部出資関係損益(▲は益)	—	—
賃貸資産に係る減価償却費	—	—
固定資産圧縮損	—	—
固定資産処分費用	654	—
資産除去債務関連損益	1,896	1,384
一般補助金収益	—	—
特定資産特別勘定関係損益	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(▲)減	▲ 3,786,303	▲ 3,427,237
預金の純増(▲)減	▲ 1,914,000	▲ 1,057,000
貯金の純増減(▲)	4,867,237	3,621,296
信用事業借入金の純増減(▲)	▲ 370	▲ 185
その他の信用事業資産の純増(▲)減	▲ 4,943	▲ 26,748
その他の信用事業負債の純増減(▲)	305,619	654,546
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増(▲)減	—	—
共済借入金の純増減(▲)	—	—
共済資金の純増減(▲)	▲ 7,878	▲ 51,572
その他の共済事業資産の純増(▲)減	5,653	1,539
その他の共済事業負債の純増減(▲)	6,714	917
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(▲)減	▲ 5,474	▲ 30,913
経済受託債権の純増(▲)減	—	—
棚卸資産の純増(▲)減	83,719	87,794
支払手形及び経済事業未払金の純増減(▲)	▲ 18,717	33,496
経済受託債務の純増減(▲)	17,160	▲ 17,160
その他の経済事業資産の純増(▲)減	▲ 130	▲ 125
その他の経済事業負債の純増減(▲)	1,463	511

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(▲)減	36,485	11,203
その他の負債の純増減(▲)	▲ 2,481	▲ 3,575
未払または未収消費税の純増減(▲)	35,571	▲ 26,607
信用事業資金運用による収入	1,063,385	1,077,683
信用事業資金調達による支出	▲ 75,109	▲ 73,787
共済貸付金利息による収入	—	—
共済借入金利息による支出	—	—
事業分量配当金の支払額	▲ 66,720	▲ 67,216
小 計	239,734	403,083
雑利息及び出資配当金の受取額	34,742	34,775
雑利息の支払額	—	—
法人税等の支払額	▲ 134,427	▲ 167,556
事業活動によるキャッシュ・フロー	140,049	270,303
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	—
有価証券の売却等による収入	—	—
固定資産の取得による支出	▲ 34,012	▲ 304,389
固定資産の売却による収入	2,314	579
補助金の受入による収入	—	—
外部出資による支出	▲ 730	▲ 520
外部出資の売却等による収入	—	—
固定資産の処分に伴う支出	▲ 654	—
資産除去債務の履行による支出	—	—
連結範囲の変更を伴う子会社及び子会社法人等の株式の取得による支出	—	—
連結範囲の変更を伴う子会社及び子会社法人等の株式の売却による収入	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 33,082	▲ 304,329
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	—
設備借入金の返済による支出	—	—
出資の増額による収入	38,790	19,410
出資の払戻しによる支出	▲ 37,740	▲ 19,630
持分の取得による支出	—	—
持分の譲渡による収入	1	—
リース債務の返済による支出	—	—
出資配当金の支払額	▲ 26,518	▲ 26,547
非支配株主への配当金支払額	—	—
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子会社法人等の株式の取得による支出	—	—
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子会社法人等の株式の売却による収入	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 25,468	▲ 26,767
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	81,499	▲ 60,794
6. 現金及び現金同等物の期首残高	279,249	360,748
7. 現金及び現金同等物の期末残高	360,748	299,954

(8) 連結注記表 (令和4年度)

1. 連結決算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数 1社 株式会社アクティブ中央サービス
 - (2) 持分法の適用に関する事項
持分法を適用する非連結子会社及び関連法人はありません。
 - (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
連結される子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
 - (4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項
該当事項はありません。
 - (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しています。
 - (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
貸借対照表上の現金並びに当座預金、普通預金、通知預金の合計額としています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
・ 他有価証券
イ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
・ 購買品(生産資材・燃料等)……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・ 購買品(農機・自動車)……個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・ 購買品(部品等)……売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 7年～50年、機械装置 2年～17年
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下の通りです。
自組合利用のソフトウェア 5年
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査

を受けております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は272,819千円です。

- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付に係る負債
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (4) 収益及び費用の計上基準
当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
 - ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ③ 保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
 - ④ 加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑤ 利用事業
ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。
- (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は698,824千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	401,732千円
② 機械装置	114,640千円
③ 土地	144,605千円
④ その他の有形固定資産	37,845千円

(2) 担保に供している資産

系統定期預金2,320,000千円を為替決済の担保に供しています。また、系統外定期預金5,000千円を県税事務取扱に係る担保に、系統外定期預金2,000千円を市税事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

また現金10,000千円を宅建業営業の担保に供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額 707,925千円

理事および監事に対する金銭債務の総額 ありません

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)

(i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計金額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は55,836千円、危険債権額は105,855千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は161,691千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会への預け金による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が131,867千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預金	64,533,535	64,526,652	▲ 6,883
貸出金	76,119,048		
貸倒引当金(※1)	▲ 3,151		
貸倒引当金控除後	76,115,896	77,523,562	1,407,665
資 産 計	140,649,432	142,050,214	1,400,782
貯金	127,602,841	127,602,957	116
負 債 計	127,602,841	127,602,957	116

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反

映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,141,353
外部出資等損失引当金	—
外部出資等損失引当金控除後	2,141,353

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	64,533,535	—	—	—	—	—
貸出金 (*1, 2)	4,943,367	4,475,339	4,376,163	4,310,501	4,139,882	53,799,110
合計	69,476,902	4,475,339	4,376,163	4,310,501	4,139,882	53,799,110

(*1) 貸出金のうち、当座貸越73,684千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等74,684千円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	118,939,128	5,631,303	2,281,645	247,116	249,837	253,809
合計	118,939,128	5,631,303	2,281,645	247,116	249,837	253,809

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付に係る負債	268,238
退職給付費用	45,513
退職給付の支払額	▲ 5,620
期末における退職給付に係る負債	308,132

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	1,021,977
特定退職金共済制度	▲ 713,844
未積立退職給付債務	308,132
退職給付に係る負債	308,132

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

勤務費用	45,513
臨時に支払った割増退職金	—
退職給付費用	45,513

特定退職金共済制度への拠出金38,641千円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,115千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は90,386千円となっています。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当期
繰延税金資産	
貸倒引当金	2,049
退職給付に係る負債	85,972
役員退職慰労引当金	15,803
その他	129,211
繰延税金資産小計	233,037
評価性引当額	▲ 87,407
繰延税金資産合計（A）	145,629
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲ 1,457
資産除去費用資産計上額	▲ 8,573
繰延税金負債合計（B）	▲ 10,030
繰延税金資産の純額（A）+（B）	135,599

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当期	
	JA	子会社
法定実効税率	27.7	30.5
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 1.9	0.0
評価性引当額の増減	0.0	0.1
収用等の特別控除	0.0	0.0
住民税均等割	0.5	0.0
税額控除	▲ 0.6	0.0
事業分量配当額の損金算入額	▲ 4.4	0.0
税率変更に伴う繰延税金資産の修正	0.0	0.0
その他	▲ 0.2	▲ 0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.6	31.0

連結注記表（令和3年度）

1. 連結決算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数 1社 株式会社アクティブ中央サービス
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法を適用する非連結子会社及び関連法人はありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
連結される子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項
該当事項はありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取り扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
貸借対照表上の現金並びに当座預金、普通預金、通知預金の合計額としています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
・ 其他有価証券
イ. 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
・ 購買品（生産資材・燃料等）…総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・ 購買品（農機・自動車）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・ 購買品（部品等）………売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 7年～50年、機械装置 2年～17年
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
自組合利用のソフトウェア 5年
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部審査課が

資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は274,370千円です。

- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付に係る負債
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (4) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ③ 保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- ④ 加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑤ 利用事業
ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑥ 宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足される

- と判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。
- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「〇」で表示しています。
- (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ① 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

3. 会計方針の変更に関する注記

- (1) 収益認識会計基準等の適用
当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。
収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。
- ① 代理人取引に係る収益認識
財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。
- ② 予約玄米に関する収益認識
購買事業における予約玄米の供給に関して、従来は、代金を決済した時点で収益を認識していましたが、利用者からの依頼に基づき当組合の倉庫から出庫した時点で収益を認識する方法に変更しています。
- ③ LP ガスに関する収益認識
購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積もって認識する方法に変更しています。
- ④ 購買事業等における支払奨励金の会計処理
購買事業等において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。
この結果、利益剰余金の当期首残高は、856千円増加しています。また、当事業年度の事業収益が252,194千円、事業費用が249,258千円、事業利益、経常利益、及び税引前当期利益が2,936千円それぞれ減少しています。
- (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は705,370千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	407,208千円
② 機械装置	114,640千円
③ 土地	144,605千円
④ その他の有形固定資産	38,915千円

- (2) 担保に供している資産
系統定期預金1,020,000千円を為替決済の担保に供しています。
また、系統外定期預金7,000千円のうち5,000千円を県税取り扱いの担保に、2,000千円を市税取り扱いの担保にそれぞれ供しています。
また現金10,000千円を宅建業営業の担保に供しています。
- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事及び監事に対する金銭債権の総額 995,913千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 ありません
- (4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（ⅰ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は75,829千円、危険債権額は141,389千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は217,218千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取り組み方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会への預け金による運用を行っています。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
イ. 信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。
- ロ. 市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化との

バランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が161,661千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預金	63,531,066	63,531,706	639
貸出金	72,691,810		
貸倒引当金(*1)	▲ 5,016		
貸倒引当金控除後	72,686,794	74,454,003	1,767,208
資 産 計	136,217,861	137,985,709	1,767,848
貯金	123,981,545	124,025,356	43,810
負 債 計	123,981,545	124,025,356	43,810

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ、預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく

区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ、貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	2,140,833
外部出資等損失引当金	—
外部出資等損失引当金控除後	2,140,833

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	63,531,066	—	—	—	—	—
貸出金 (*1,2)	4,802,289	4,616,991	4,183,817	4,104,671	4,008,182	51,709,951
合計	68,333,356	4,616,991	4,183,817	4,104,671	4,008,182	51,709,951

(*1) 貸出金のうち、当座貸越65,009千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等182,908千円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	115,596,230	5,937,700	1,584,461	323,624	199,028	340,499
合計	115,596,230	5,937,700	1,584,461	323,624	199,028	340,499

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付に係る負債	266,314
退職給付費用	30,132
退職給付の支払額	▲ 26,671
確定給付型年金制度への拠出金	—
期末における退職給付に係る負債	269,775

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	965,622
特定退職金共済制度	▲ 695,846
確定給付型年金制度	—
未積立退職給付債務	269,775
退職給付に係る負債	269,775

- (4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

勤務費用	30,132
臨時に支払った割増退職金	—
退職給付費用	30,132

特定退職金共済制度への拠出金40,711千円は「福利厚生費」で処理しています。”

- (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,214千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は105,511千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当期
繰延税金資産	
貸倒引当金	2,652
退職給付に係る負債	74,661
役員退職慰労引当金	15,221
その他	128,378
繰延税金資産小計	220,914
評価性引当額	▲ 87,322
繰延税金資産合計（A）	133,591
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	—
全農統合に係る合併交付金	▲ 1,457
資産除去費用資産計上額	▲ 8,846
繰延税金負債合計（B）	▲ 10,303
繰延税金資産（負債）の純額（A）+（B）	123,288

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：％)

	当期	
	JA	子会社
法定実効税率	27.6	30.4
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 2.2	0.0
評価性引当額の増減	0.4	0.1
収用等の特別控除	0.0	0.0
住民税均等割	0.6	0.1
税額控除	▲ 1.1	0.0
事業分量配当額の損金算入額	▲ 5.0	0.0
税率変更に伴う繰延税金資産の修正	0.0	0.0
その他	▲ 0.1	▲ 0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.0	31.0

8. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

子会社アクティブ中央サービスでは、金沢市に保有する KC ビルを賃貸の用に供しています。

- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価
賃貸不動産	917,447	917,447

(注) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. その他の注記

- (1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の営農施設の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

子会社の賃貸不動産は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は2年～7年、割引率は1.5%～2.0%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	97,172千円
新たに発生したことによる増加額	11,279千円
時の経過による調整額	3,066千円
資産除去債務の履行による減少額	—
期末残高	111,519千円

- (2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、257,175千円です。

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高	9,870	9,870
2. 資本剰余金増加高	—	—
3. 資本剰余金減少高	—	—
4. 資本剰余金期末残高	9,870	9,870
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	12,242,139	12,582,638
2. 会計方針の変更による累計的影響額	856	—
3. 遡及処理後利益剰余金期首残高	12,242,996	—
4. 利益剰余金増加高	432,880	436,869
(1) 当期剰余金	432,880	436,869
5. 利益剰余金減少高	93,238	▲ 93,764
(1) 支払配当金	93,238	▲ 93,764
(2) 役員賞与金	—	—
6. 連結剰余金期末残高	12,582,638	12,925,744

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 (A)	75	55	▲ 20
危険債権額 (B)	141	105	▲ 36
要管理債権額 (C) = (D) + (E)	—	—	—
三月以上延滞債権額 (D)	—	—	—
貸出条件緩和債権額 (E)	—	—	—
小計 (F) = (A) + (B) + (C)	217	161	▲ 56
正常債権額 (G)	73,429	77,064	3,635
合計 (H) = (F) + (G)	73,646	77,226	3,580

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度
信用事業	事業収益	1,110,006	1,118,035
	経常利益	615,209	481,040
	資産の額	136,537,809	140,989,538
共済事業	事業収益	433,855	425,095
	経常利益	225,820	156,638
	資産の額	16,947	15,408
農業関連事業	事業収益	239,544	263,833
	経常利益	▲ 127,285	▲ 131,203
	資産の額	703,254	676,957
その他事業	事業収益	1,542,240	1,327,520
	経常利益	▲ 124,961	▲ 78,207
	資産の額	5,458,905	5,621,655
計	事業収益	3,325,648	3,136,485
	経常利益	588,783	586,698
	資産の額	142,716,917	147,303,560

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和5年3月末における連結自己資本比率は、22.64%となりました。

連結自己資本は、組合員からの普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	金沢中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,062百万円（前年度 1,062百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	13,561	13,903
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,072	1,072
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	12,582	12,925
うち、外部流出予定額 (▲)	▲ 93	▲ 94
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,561	13,903
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

(単位：百万円、%)

項	目	令和3年度	令和4年度
特定項目に係る15%基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口)	—	—
自己資本			
自己資本の額	(ハ) = (イ) - (口)	13,561	13,903
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		55,196	57,573
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		—	—
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		3,996	3,844
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	59,192	61,417
連結自己資本比率			
連結自己資本比率	(ハ)/(二)	22.91	22.64

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和3年度			令和4年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
信用リスク・アセット	現金	239	—	—	233	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	3,722	—	—	3,309	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	63,531	12,706	508	64,534	12,906	516
	法人等向け	4,639	4,496	179	4,891	4,740	189
	中小企業等向け及び個人向け	3,014	1,574	62	3,142	1,506	60
	抵当権付住宅ローン	46,476	15,969	638	48,611	16,689	667
	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
	三月以上延滞等	184	190	7	38	42	1
	取立未済手形	20	4	0	13	2	0
	信用保証協会等による保証付	3,387	337	13	3,625	361	14
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	出資等	80	80	3	80	80	3
	（うち出資等のエクスポージャー）	80	80	3	80	80	3
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	上記以外	17,424	19,836	793	18,825	21,240	849
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,060	5,151	206	2,060	5,151	206
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	123	308	12	135	338	13
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	15,241	14,377	575	16,630	15,751	630
	証券化	—	—	—	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち非STC適用分）	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和3年度			令和4年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	（うち ルック スルー 方式）	—	—	—	—	—	—
	（うち マン デート 方式）	—	—	—	—	—	—
	（うち 蓋 然 性 方式 250%）	—	—	—	—	—	—
	（うち 蓋 然 性 方式 400%）	—	—	—	—	—	—
	（うち フォールバック 方式）	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（▲）	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	—	—	—	—	—	—
	C V A リ ス ク 相 当 額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）		142,721	55,196	2,207	147,306	57,573	2,302
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 （基礎的手法）		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		$b = a \times 4\%$	a		$b = a \times 4\%$
		3,996		159	3,844		153
総所要自己資本額		リスク・アセット等（分母）計		総所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計		総所要自己資本額
		a		$b = a \times 4\%$	a		$b = a \times 4\%$
		59,192		2,367	61,417		2,456

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、親会社以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。親会社における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P.44）をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和3年度					令和4年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー 期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー 期末残高
			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	
法人	農業	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—
	林業	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	1	1	—	—	—	1	1	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	2,487	2,487	—	—	—	2,431	2,431	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	63,552	—	—	—	—	64,547	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	323	323	—	—	—	311	311	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	3,722	3,722	—	—	—	3,309	3,309	—	—	—
	上記以外	7,964	4,395	2,140	—	—	8,338	4,545	2,141	—	—
業種別残高計		142,721	72,735	2,140	—	184	147,306	76,165	2,141	—	38
個人	1年以下	63,922	397	—	—	—	63,351	524	—	—	—
	1年超3年以下	1,524	1,524	—	—	—	2,699	999	—	—	—
	3年超5年以下	2,040	2,040	—	—	—	2,371	2,371	—	—	—
	5年超7年以下	3,807	3,807	—	—	—	2,833	2,833	—	—	—
	7年超10年以下	5,992	5,992	—	—	—	6,194	6,194	—	—	—
	10年超	58,553	58,553	—	—	—	62,997	62,997	—	—	—
	期限の定めのないもの	6,880	419	2,140	—	—	6,858	244	2,141	—	—
残存期間別残高計		142,721	72,735	2,140	—	—	147,306	76,165	2,141	—	—

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
個別貸倒引当金	5	4	—	5	4	4	2	—	4	2

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却等の額

(単位：百万円)

区 分		令 和 3 年 度						令 和 4 年 度					
		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	5	4	—	5	4	—	4	2	—	4	2	—
業 種 別 残 高 計		5	4	—	5	4	—	4	2	—	4	2	—

(注) 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令 和 3 年 度			令 和 4 年 度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	3,961	3,961	—	3,543	3,543
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	3,371	3,371	—	3,611	3,611
	リスク・ウェイト 20%	63,410	141	63,552	64,467	79	64,546
	リスク・ウェイト 35%	—	45,628	45,628	—	47,577	47,577
	リスク・ウェイト 50%	5	—	5	5	—	5
	リスク・ウェイト 75%	—	2,005	2,005	—	1,853	1,853
	リスク・ウェイト100%	4,648	14,457	19,106	4,755	15,808	20,563
	リスク・ウェイト150%	26	—	26	18	—	18
	リスク・ウェイト250%	—	2,183	2,183	—	2,196	2,196
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
リ ス ク ・ ウ ェ イ ト 1250%		—	—	—	—	—	—
計		68,091	71,750	139,842	69,245	74,667	143,912

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続と同様に行っています。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.47）をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令 和 3 年 度			令 和 4 年 度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法 人 等 向 け	20	—	—	20	—	—
中小企業等向け及び個人向け	42	349	—	54	581	—
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	138	3	—	97	119	—
合 計	201	352	—	172	886	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.39）をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにおける出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.49）をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	2,140	2,140	2,141	2,141
合計	2,140	2,140	2,141	2,141

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている評価損益等）

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(P.50)をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方平行シフト	1,433	1,316	176	176
2	下方平行シフト	0	0	0	0
3	スティープ化	754	651		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	376	377		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,433	1,316	176	176
		令和3年度		令和4年度	
8	自己資本の額	13,561		13,903	

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用 語	内 容
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』を言います。
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4％以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8％以上が必要とされています。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	各エクスポージャーに対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスク・ウェイトを乗じて算出した信用リスク・アセット額、CVA リスク相当額を8％で除した額の合計額を言います。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4％を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク (相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新 BIS 規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業に係るその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業に係るその他の費用、国債等債券売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。

用 語	内 容
CVA リスク (Credit Value adjustment)	CVA（派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額を言います。）が変動するリスクを言います。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新 BIS 規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化をあてはめることです。
△ EVE ・ △ NII	△ EVE とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。△ NII とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。△ EVE については、6つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト・スティープ化・フラット化・短期金利上昇・短期金利低下）に基づいて、△ NII については2つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト）に基づいて計測を実施します。
上方パラレルシフト・ 下方パラレルシフト	満期までの残存年数が異なる債券についての金利が、全体的に上昇することを上方パラレルシフトといいます。反対に、金利が全体的に下落することを下方パラレルシフトといいます。
スティープ化・フラット化	長期金利が上昇して、短期金利と長期金利との差が大きくなることをスティープ化といいます。反対に、長期金利が下落して、短期金利と長期金利との差が小さくなることをフラット化といいます。

ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

＜単体ベースの開示項目＞

＜概況及び組織に関する事項＞

- 1. 業務の運営の組織……………52～55
- 2. 理事及び監事の氏名及び役職名……………53
- 3. 事務所の名称及び所在地……………55

＜主要な業務の内容＞

- 4. 主要な業務の内容……………11

＜主要な業務に関する事項＞

- 5. 直近の事業年度における事業の概要…6～7
- 6. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標……………26
- 7. 直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標

- ① 主要な業務の状況を示す指標
 - a. 事業粗利益及び事業粗利益率……………27
 - b. 資金運用収支、役員取引等収支及び
その他事業収支……………27
 - c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の
平均残高、利息、利回り及び総資金利
ざや……………27
 - d. 受取利息及び支払利息の増減……………27
 - e. 総資産経常利益率及び資本経常利益率…39
 - f. 総資産当期純利益率及び資本当期純
利益率……………39
- ② 貯金に関する指標
 - a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯
金、その他の貯金の平均残高……………28
 - b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯
金及びその他の区分ごとの定期貯金の
残高……………28
- ③ 貸出金等に関する指標
 - a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高……………28
 - b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの
貸出金の残高……………28
 - c. 担保の種類別の貸出金残高及び債務
保証見返額……………29
 - d. 使途別の貸出金残高……………29
 - e. 主要な農業関係の貸出実績……………30
 - f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金
残高の貸出金の総額に対する割合……………29
 - g. 貯貸率の期末値及び期中平均値……………39
- ④ 有価証券に関する指標
 - a. 商品有価証券の種類別の平均残高
……………該当なし
 - b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高…34
 - c. 有価証券の種類別の平均残高……………33
 - d. 貯証率の期末値及び期中平均値……………39

＜業務の運営に関する事項＞

- 8. リスク管理の体制……………8～9
- 9. 法令遵守の体制……………9～10
- 10. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化
のための取り組みの状況……………3～5

- 11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容……………10

＜直近の2事業年度における財産の状況＞

- 12. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分
計算書……………12～23
- 13. 債権等のうち次に掲げるものの額及びそ
の合計額
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権…31
 - ② 危険債権……………31
 - ③ 三月以上延滞債権……………31
 - ④ 貸出条件緩和債権……………31
 - ⑤ 正常債権……………31
- 14. 自己資本の充実の状況……………39～51
- 15. 次に掲げるものに関する取得価額又は契
約価額、時価及び評価損益
 - ① 有価証券……………34～35
 - ② 金銭の信託……………35
 - ③ 金融先物取引等……………該当なし
- 16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…33
- 17. 貸出金償却額……………33
- 18. 法第37条の2第3項の規定に基づき会計
監査人の監査を受けている旨……………26

＜連結ベースの開示項目＞

＜組合及びその子会社等の概況に関する事項＞

- 1. 組合及びその子会社等の主要な事業の内
容及び組織の構成……………56
- 2. 組合の子会社等に関する事項……………56

＜組合及びその子会社等の主要な業務に関する事項を組合及びその子会社等につき連結したもの＞

- 3. 直近の事業年度における事業の概況……………56
- 4. 直近の5連結会計年度における主要な業
務の状況を示す指標……………56

＜直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項を組合及びその子会社等につき連結したもの＞

- 5. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算
書……………57～69
- 6. 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合
計額
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
……………69
 - ② 危険債権……………69
 - ③ 三月以上延滞債権……………69
 - ④ 貸出条件緩和債権……………69
 - ⑤ 正常債権……………69
- 7. 自己資本の充実の状況……………70～80
- 8. 事業の種類別情報
 - ① 経営収益……………56、69
 - ② 経常利益……………56、69
 - ③ 資産の額……………56、69

金沢中央農業協同組合

〒921-8011 石川県金沢市入江1-1
TEL.076-291-5000 FAX.076-291-4111
E-mail soumu@c-kanazawa.is-ja.jp
<https://www.is-ja.jp/c-kanazawa/>

